平成27年度第3回日光市総合教育会議次第

日 時:平成28年1月8日(金)午前10時~

場 所:正庁

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会議の運営事項について 参考1~3
- 4 協議・調整事項
 - (1) 日光市教育施策の大綱の見直しについて 資料1・資料1-2
 - (2) 日光市スポーツ推進計画素案について 資料2
- 5 報告事項
- 6 その他
- 7 閉会

日光市総合教育会議構成員名簿

| 機関 | 役職 | 氏 名 | 備考 |
|-------|--------------|---------|----|
| 市長部局 | 市長 | 斎 藤 文 夫 | |
| 教育委員会 | 教育長 | 前田博 | |
| 教育委員会 | 教育委員 (職務代理者) | 川津博子 | |
| 教育委員会 | 教育委員 | 横山真康 | |
| 教育委員会 | 教育委員 | 菅 野 幸 美 | |
| 教育委員会 | 教育委員 | 高井孝美 | |
| 教育委員会 | 教育委員 | 手 塚 美智雄 | |

日光市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第1条の4第1項の規定に基づき、当市の教育の振興に資するため、日光市総合 教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。
 - (1) 当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
 - (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、 学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
 - (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。(構成員)
- 第3条 総合教育会議は、市長及び日光市教育委員会(以下「教育委員会」という。) をもって構成する。

(招集)

- 第4条 総合教育会議は、市長が招集する。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料する ときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求 めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを 公表するよう努めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、総合教育 会議を公開しなかった場合においては、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項 については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局は、企画部総合政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、 総合教育会議が定める。

附則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

日光市総合教育会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

- 第2条 総合教育会議は、原則として毎年5月及び10月を目途として開催するものとする。
- 2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。 (招集)
- 第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日 前までに日光市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。
- 2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指 定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないと きは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、 速やかに総合教育会議を招集するものとする。

(会議)

- 第4条 総合教育会議の会議(以下「会議」という。)は、法第1条の4第2項の規定による 構成員(以下「構成員」という。)のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するも のとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するもの とする。
- 2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該 会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。
- 3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。
- 4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

(議事録)

- 第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければ ならない。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者の職及び氏名
 - (3) 議題及び議事の要旨
 - (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項
- 2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。
- 3 法第1条の4第6項ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると認められる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待って公表することができる。
- 4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めたときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めたときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

- 第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の 通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。
- 2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議 事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとす る。

(事務局)

(その他)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、企画部総合政策課において処理する。

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の協議により別に定める。

附則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の 適用前において招集する会議の招集から適用する。 日光市総合教育会議傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日光市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

- 第2条 総合教育会議の会議(以下「会議」という。)を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。
- 2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。
- 3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりし だい当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

- 第3条 傍聴人の定員は、10人とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍 聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

(傍聴することができない者)

- 第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章(報道関係者が着用する腕章は除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(事前に市長の許可を得たものを除く。)
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 異様な服装をしている者

- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 総合教育会議は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号まで に規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を 禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を 得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

- 第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可 を受けた場合は、この限りでない。
 - (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
 - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

- 第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第〇条第〇項の規定により、総合教育会議 を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

- 第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴すること ができる。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。
- 2 第4条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

平成27年度第3回日光市総合教育会議出席者(説明員ほか)

| 部局 | 課名 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|-------|-----------------|------|---------|----|
| 市長 | | 企画部長 | 大 島 公 一 | |
| 教育委員会 | | 教育次長 | 菊 地 美 榮 | |
| " | 学校教育課 | 課長 | 久 保 吉 幸 | |
| II. | " | 課長補佐 | 増 渕 みゆき | |
| JJ. | 生涯学習課 | 課長 | 井澤雷二 | |
| JJ | 文化財課 | 課長 | 新 部 千代子 | |
| II. | スポーツ振興課 | 課長 | 木野内 毅 | |
| JJ | " | 課長補佐 | 山 本 洋 一 | |
| JJ | " | 係長 | 菊 地 裕 之 | |
| " | " | 副主幹 | 阿久津 直 人 | |
| " | " | 主任 | 手 塚 史 明 | |
| " | 中央公民館 | 館長 | 佐 藤 英 男 | |
| JJ | 日光足尾教育行 政事務所 | 所長 | 茅根由美子 | |
| " | 藤原栗山教育行 政事務所 | 所長 | 八木沢 利 裕 | |
| 事務局 | 総合政策課 | 課長 | 江藤隆 | |
| " | II. | 課長補佐 | 本間佳夫 | |
| " | II. | 担当係長 | 斎 藤 良 介 | |
| ,, | 11 | 副主幹 | 北 村 賢 一 | |
| " | " | 副主幹 | 和田直樹 | |
| " | 11 | 主査 | 星 善 丈 | |

『日光市教育施策の大綱』の見直しについて

平成27年6月に策定した当市の教育施策の大綱は、日光市総合計画後期基本計画(平成24年度~平成27年度)に掲げた、9つの教育分野における施策を大綱の基本目標としていましたが、第2次日光市総合計画前期基本計画(平成28年度~平成32年度)が策定されたことに伴い、整合性を図るため見直しを行うものです。

現 行 改 正 案

現行の「基本目標6」の青少年の健全育成分野を「基本目標1」の生涯学習分野へ統合し、目標を『生涯にわたり主体的に学ぶ、次代を創る心豊かな人づくり・地域づくり』とする。

○生涯学習分野

基本目標1

生涯にわたり主体的に学ぶ、心豊かな人づくり・地域づくりを目指す

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる 環境を整えるとともに、学習成果を適切に活かすことのできる社 会の実現を図ります。

また、生涯学習活動を通じたひとづくりや地域づくりを進めます。

○生涯学習分野<u>(青少年の健全育成の分野を含む)</u> 基本目標 1

生涯にわたり主体的に学ぶ、次代を創る心豊かな人づく り・地域づくり

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる体制・環境や、ふるさと日光の歴史・文化・環境等を学び、愛着を持つ学習機会を整えるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ります。そして、生涯学習活動を通じたひとづくりや地域づくりを進めます。

また、特に、青少年においては、次世代を担う大切な存在であ

<施策の方向>

① 生涯学習推進体制の充実

推進体制の充実

社会教育施設や関係機関相互の連携を強化し、市民が生涯学習を進める環境を整えます。

地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援

地域・家庭・学校が連携協力して心豊かな子どもを育成する体制を整備し、家庭・地域の教育力の向上に努めます。

学習を通じた地域づくり・まちづくりの推進

学習成果を適切に活かすために、学習している団体などが お互いに連携できる環境を整備します。

② 生涯学習の推進

生涯各期における学習機会の充実

市民の多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたり学習できる様々な機会を提供します。

ることから、心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人 として成長できるよう支援するとともに、青少年の健全育成に向 けた環境づくりに努めます。

<施策の方向>

① 生涯学習推進体制・環境の充実

推進体制の充実

社会教育施設や関係機関相互の連携を強化し、市民が生涯 学習を進める環境を整えます。

生涯各期における生涯学習の充実

市民の多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたり学習できる様々な機会や情報を提供します。

地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援

地域・家庭・学校が連携協力して心豊かな子どもを育成する体制を整備し、家庭・地域の教育力の向上に努めます。

② 生涯学習成果の活用とひとづくり

市民主体の学習機会、学習成果の活用機会の提供 学習成果を発表する場の確保 市民主体の講座

学習成果を発表する場の確保、市民主体の講座の開設など、学んだことを社会で活かすことができる機会を提供します。

地域づくり・まちづくりに取り組む人材育成

学習成果や経験を活かし、社会的・地域的な課題に取り 組む人材を育成します。

| | | <u> </u> | |
|------|-------------|----------|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

市民主体の学習機会、学習成果の活用機会の提供

学習成果を発表する場の確保、市民主体の講座の開設など、学んだことを社会で生かすことができる機会を提供します。

地域づくり・まちづくりに取り組む人材育成

学習成果や経験を生かし、地域づくり・まちづくりに取り組む人材を育成します。

③ 次世代を担う青少年の健全育成 (基本目標6からの移行) 青少年育成団体の支援・指導者等の養成

青少年育成団体に対し、情報提供などを行い、活動を支援 します。また、地域の指導者や青少年リーダーを養成する ための研修や交流活動などを推進します。

青少年活動の推進

地域との連携を含めた体験活動、交流活動などの機会を提供し、青少年活動を推進するとともに、青少年リーダーの活用を図ります。

青少年を取り巻く環境の健全化

関係機関や地域と連携を図り、青少年の健全育成のための 良好な社会環境づくりの推進や青少年への指導に努めま す。

○人権教育分野

基本目標 2

こころ豊かな人権意識の高揚

学校教育及び社会教育において、市民の生涯各期における人権 教育、人権啓発活動を推進し、「一人ひとりが、個人として尊重 され、機会の平等が保障され個性や能力が発揮でき、多様性を認 め、ともに生きる」という、人権が尊重されたまちづくりを推進 します。

<施策の方向>

① 人権教育指導者の育成と研修の充実

研修機会の充実

指導者の育成と研修を計画的に実施し、人権問題への理解 を促進し、指導者の資質と実践的指導力の向上を図ります。

人権教育推進教員の指導力の向上

啓発資料の作成や小中学校への指導を行う人権教育推進 教員を対象とした研修会を開催し、推進教員の資質と実践的 指導力の向上を図ります。

② 人権教育、啓発活動の推進

学校における人権教育

学校教育において、児童生徒の人権感覚を磨き、人権意識 を培うため、人権教育推進教員による学校訪問や校内研修を

○人権教育分野

基本目標 2

一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実 現

「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権施策を総合的に推進します。

<施策の方向>

① 人権教育・人権啓発の推進

学校における人権教育の推進

学校教育において、児童生徒の人権感覚を磨き、人権意識を培うため、人権教育推進教員による学校訪問や校内研修などを実施して、学習内容、指導方法の改善、充実を図ります。

人権教育指導者の育成

人権教育推進教員など人権教育指導者の資質と実践的指導力の向上を図ります。

人権啓発の推進

人権尊重の社会づくり条例に基づき、人権尊重の社会づくりを推進します。また、子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利が尊重され健やかな成長を図るため、様々な場

実施して、学習内容、指導方法の改善、充実を図ります。

人権意識の高揚

人権尊重の理念について理解を深められるよう、人権啓発 活動を推進するとともに、人権講演会などの学習機会を提供 し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

○学校教育分野

基本目標3

心身ともにたくましく、人間性豊かな児童生徒の育成

学校教育は生涯学習の基礎となるものであり、社会教育と密接な連携のもと、家庭や地域との協働を促進し、子ども一人ひとりの学力の向上や生活の充実、安全・安心を確保する体制づくりを目指します。

<施策の方向>

① 生きる力の育成

小中で一貫した教育の推進

小学校と中学校の接続を円滑にするため、小中学校9年間 を見通した教育を推進し、児童生徒一人ひとりの個性や能力 を伸ばします。 と機会において効果的かつ継続的な人権啓発を推進します。

○学校教育分野

基本目標3

「生きる力」を育み、互いに協力して未来を切り拓く児童 生徒の育成

教育環境の充実に努めながら、小中連携・一貫教育の推進を中核として、家庭・地域・関係機関とのつながりを強め、質の高い教育の実現を目指します。

<施策の方向>

①確かな学力の育成

授業の改善、学びに向かう集団づくり、小中連携・一貫教育の推進を中核とした全市的な取組を実施することにより、 児童生徒の学力の向上に努めます。

問題行動に即応した教育の推進

「学校を休みがちな児童生徒の調査」に基づき、学校間や関係機関との連携を図り、いじめや不登校を予防する児童生徒指導を推進します。また、不登校適応指導教室「若杉学級」の運営の充実と学習環境の整備を図ります。

登下校時の安全安心の確保

登下校の安全を確保し、安心して登校できるような体制づくりを推進します。

特別支援教育の充実

学校間や関係機関との連携を図り、特別支援教育の充 実強化を推進します。また、発達相談など学校に対する 支援体制を強化します。

② 学校環境の整備

学校施設の整備

教育環境の向上と児童生徒の安全確保及び災害発生時の 避難場所として、施設の充実を図ります。

② 児童生徒指導上の問題に対応した教育の推進

「学校を休みがちな児童生徒の調査」や「学級満足度調査」に基づき、学校間や関係機関との連携を図り、いじめや不登校を予防する望ましい集団づくりを推進します。また、不登校適応指導教室「若杉学級」の運営の充実と学習環境の整備を図ります。

③ 登下校時の安全安心の確保

登下校の安全を確保し、安心して登下校できる体制づくり を推進します。

④ 特別支援教育の充実

学校間や関係機関との連携を図り、特別支援教育の充実を 図ります。また、発達相談や就学相談などの支援体制を強化 するとともに、小中学校が連携した継続的な支援を推進しま す。

⑤ 学校環境の整備

学校施設の整備

学校施設における環境の改善や長寿命化等を推進し学校 施設の充実を図ります。

学校給食調理施設と調理体制の充実

食育や自校調理の利点を十分考慮しながら、給食施設の 集約化や民間委託を推進し、安全・安心な学校給食を提供 できる調理施設と調理体制の充実を図ります。

○家庭教育分野

基本目標 4

家庭の教育力の向上

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長で きるよう、家庭の教育力の向上を目指します。

また、子どもを見据え、子どもを主役とした幼児教育から学校 教育への接続のために、全市的な幼稚園・保育園・小学校の連携 を強化し、子どもの目線に立った保育・教育の充実を図ります。

<施策の方向>

① 家庭教育支援体制の充実と推進

家庭教育支援体制の整備・充実

家庭教育の推進を図るため、地域の人材を活用し、保護者に対する様々な支援体制を整備します。

学習機会の充実

保護者が家庭で子どもを育てるために必要な学習を 様々な機会をとらえて提供します。また、家庭教育ボラン ティア、関係機関・企業などと連携して、多種多様な講座 の開設に努めます。

○家庭教育分野

基本目標4

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成 長できる家庭教育力の向上

全ての教育の出発点である家庭教育を、個々の家庭の努力のみに委ねることなく、その担い手である保護者の学びを支援することで家庭の教育力の向上を目指します。

<施策の方向>

① 家庭教育支援体制・環境の充実

学習機会の充実

保護者が家庭で子どもを育てるために必要な学習を保護者が集まる機会をとらえて提供します。また、家庭教育ボランティア、関係機関・企業などと連携して、多種多様な講座の開設に努めます。

人材の育成

家庭教育支援の取組の活性化を図るため、基礎となる市内 の家庭教育支援団体や家庭教育学級のリーダーの育成に努 めます。

情報提供の充実

全保護者に対して家庭教育の重要性について情報を発信します。

② 幼児教育支援体制の充実と推進

幼稚園・保育園・小学校間の情報交換体制の整備・充実

子ども一人ひとりを細やかに支援していくために、就 学前、就学後の情報交換や意見交換の機会を設けて、幼 児教育から学校教育へのスムーズな移行を図ります。

幼稚園・保育園・小学校職員 研修会の充実

県が主催する各種研修会などへの参加とともに、幼稚園・保育園・小学校の教職員が合同で参加する全市的な研修会、各小学校を基幹とする小ブロックの研修会などを開催し、幼児教育への理解促進、発達障がいなど特に配慮を要する子どもへの支援の充実を図ります。

幼稚園と保育園との連携

「子ども・子育て支援制度」に基づき、主体的な幼稚園 と保育園の交流、連携を図ります。

人材の活用

家庭教育支援の取組を充実させるため、市内の家庭教育 支援団体を活用して家庭教育支援事業を行います。

② 家庭教育の推進

情報提供や啓発活動の充実

保護者に対して、家庭教育の重要性や家庭教育支援事業 についての情報発信や啓発活動を実施します。

| | • | | | | | |
|---|---|--|--|--|---|--|
| | | | | | | |
| | • | | | | | |
| | | | | | | |
| - | | | | | | |
| - | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| - | | | | | | |
| - | | | | | | |
| | | | | | - | |
| | | | | | | |

○社会教育分野

基本目標 5

地域に根ざした社会教育の充実

社会教育活動を推進するため、学習機会の提供や人材育成など 社会教育施設の機能充実を図るとともに、計画的な施設整備に努 めます。

<施策の方向>

① 社会教育施設における学習の充実

学習活動の支援

多様な学習機会や学習情報の提供及び社会教育に携わる指導者などの養成・研修を充実し、市民の学習活動を支援します。

公民館活動の充実

多様化する市民ニーズに対応した各種講座・教室を効果的 に実施するなど、最も身近なひとづくり・地域づくりの拠点 施設である公民館活動を充実します。

社会教育関係団体の育成

それぞれの目的に応じた学習や仲間づくりに取り組んでいる社会教育関係団体の育成・支援に努めます。

図書館機能の充実

図書館資料の収集及びレファレンス機能の向上を図り、地域の情報・文化の拠点としての図書館機能を充実します。

○社会教育分野

基本目標 5

市民一人ひとりの自己実現のための社会教育の充実

魅力と活力にあふれたまちづくりを担える人材の育成と市民活動を支援するため、社会教育施設における学習の充実を図るとともに、計画的な施設整備に努めます。

<施策の方向>

① 社会教育施設における学習の充実

学習活動の支援

多様な学習機会や学習情報の提供及び社会教育に携わる指導者などの養成・研修を充実し、市民の学習活動を支援します。

公民館活動の充実

多様化する市民ニーズに対応した各種講座・教室を効果的 に実施するなど、最も身近なひとづくり・地域づくりの拠点 施設である公民館活動を充実します。

社会教育関係団体の育成

それぞれの目的に応じた学習や仲間づくりに取り組んでいる社会教育関係団体の育成・支援に努めます。

図書館機能の充実

図書館資料の収集及びレファレンス機能の向上を図り、地域の情報・文化の拠点としての図書館機能を充実します。

読書活動の推進 子どもから大人まで、気軽に本に親しみ、読書の楽しさを 味わえる環境づくりを進めます。 歴史民俗資料館機能の充実 地域の人文・自然両分野にわたる多種多様な資料の収集・ 調査研究に努め、その成果を公開・公表し、市民共有の知識 としての情報の提供を推進します。 ② 社会教育施設の整備 公民館 公民館を地域づくりの推進拠点施設と位置付け、施設の老 朽化や地域の実情に応じた計画的な整備を進めます。

読書活動の推進

子どもから大人まで、気軽に本に親しみ、読書の楽しさを 味わえる環境づくりを進めます。

(仮称) 日光文化創造館における教育の推進

二宮尊徳記念館および歴史民俗資料館において、市民に学習の機会を提供するため展示や講演会、移動博物館事業などの教育活動を推進するとともに、併設される市民活動支援センターにおいて、市民が報徳の教えを実践し、まちづくり活動につなげられるよう支援します。

② 社会教育施設の整備

公民館

公民館を地域づくりの推進拠点施設と位置付け、施設の 老朽化や地域の実情に応じた計画的な整備を進めます。

(仮称)日光文化創造館

郷土の歴史的財産を未来へ伝え、歴史や文化を身近に学べる社会教育施設として、資料の保存・展示やホールなどの機能を併せ持つ(仮称)日光文化創造館を整備開設します。

歷史伝承施設

歴史的財産を未来へ伝え、歴史や文化を身近に学べる場として、歴史資料の展示・保存機能を持つ施設の整備を進めます。

○青少年の健全育成分野

基本目標 6

こころ豊かでたくましい青少年の育成

次の世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会的に 自立した個人として成長できるよう支援します。

「青少年は地域社会が育む」という観点に立ち、地域社会の構成員である家庭、学校、職場、地域などが青少年を育成する機能と役割を認識して相互に連携・協力し、市民一人ひとりが青少年育成への関心を高め、自ら青少年育成活動に参加することを促進します。

また、非行防止に関する啓発や街頭指導などに取り組むととも に、少年指導センターなどの相談支援体制を充実するなど、青少 年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

<施策の方向>

① 青少年健全育成体制の充実

基本目標1の生涯学習分野への統合

青少年育成事業の充実と 社会参加の促進

体験活動、交流活動などの機会を提供し、青少年活動を 推進するとともに、それらの活動においてジュニアリーダ 一の活用を図ります。また、青少年の地域活動やボランテ ィア活動などの社会参加活動を促進します。

青少年育成団体の支援・ 指導者の養成

青少年育成団体に対し、情報提供や相談を行うなど、一層の活動支援を行います。また、地域の指導者を養成するための研修や体験活動、交流活動などを推進します。

② 青少年を取り巻く環境の健全化

環境の健全化・街頭指導

少年指導委員を中心に関係機関及び地域との連携を図 り、青少年育成のための良好な社会環境づくりの推進や、 街頭指導の充実強化に努めます。また、少年指導委員や関 係者の資質と実践的指導力の向上を図るための研修会を実 施します。

相談体制の充実

非行問題に関する家庭や地域での悩みごとなどの青少年問題に対し、適切に対応するための少年相談受付体制の整備を図ります。

現行の「基本目標7」の文化芸術の分野及び「基本目標8」の文化財保護の分野を 統合し、目標を『各種文化財の保存活用と地域に根ざした文化活動の推進』とする。

○文化芸術の分野

基本目標 7

地域に根ざした文化活動の促進

身近に文化に親しむことができる環境づくりを進め、地域に根 ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実す るなど、文化の向上を目指します。

また、活発な文化芸術活動を推進し、豊かな心と潤いのある生活の実現を目指します。

<施策の方向>

① 文化芸術活動の推進

文化芸術に接する機会の創出

文化芸術に気軽に接し、参加できるような機会を設けるとともに、自主的な文化芸術活動を支援します。

伝承者や後継者の育成・支援

地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を伝承するた

○文化財・文化芸術の分野

基本目標 6

各種文化財の保存活用と地域に根ざした文化活動の推進

市内に多数存在する文化財の保存と活用を推進するとともに、 文化財保護体制をさらに充実させ、併せて保護思想の普及・啓発 を図ります。

また、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するとともに、活発な文化芸術活動を推進することで、だれもが身近に文化に親しみ、豊かな心と潤いのある生活を実現した、文化の香るまちを目指します。

<施策の方向>

① 文化財の保存・活用

文化財調査などの促進

市内の文化財の調査・研究を促進して体制の充実を図り、 新たな文化財候補を発掘し、その指定・保存を図ります。

民俗芸能・技術の保存・普及

地域に伝承されている指定民俗文化財の保存・継承を支

めに、伝承者や後継者の育成支援を行います。

文化団体の育成・支援

文化芸術活動の担い手として、文化協会などの文化団体 を育成・支援します。

美術館等展覧会の開催・充実

芸術鑑賞の機会を提供するため、展覧会の開催・充実を 図ります。

美術作品などの収集

魅力ある展覧会を開催するため、美術作品などの収集を 行います。

② 文化活動支援施設整備事業

公共文化施設の整備検討

公共文化施設のあり方を検討し、文化芸術活動の形態を 踏まえ、文化芸術の拠点となる施設の整備充実を図ります。

公共文化施設の活用

公共文化施設の広域的な活用方法や情報提供を推進し 市内全域で文化芸術にふれることのできる機会を創出し ます。

○文化財保護の分野

基本目標 8

地域の文化財の保存活用と保護思想の普及

市内に存在する文化財の保護を推進するとともに、文化財保護

援するとともに、映像記録の公開など広く普及するための 活動を実施します。

文化財の保護・活用

日光杉並木をはじめとする、市内に所在する文化財を活用したまちづくりを推進するため、保護及び活用体制の充実を図ります。

特に杉並木については、倒木等の未然防止や災害発生時の対応及び市民や観光客に対する情報提供等について、関係機関と連携し協議検討していきます。

文化財の保護思想の普及

日光市指定文化財ホームページを活用して指定文化財の理解促進を図るとともに、保護思想の普及を促進します。

文化財資料の収集・保存

貴重な文化財資料の寄贈・寄託・収集を進めるとともに、 くん蒸業務を実施するなど良好な状態で保存継承していき ます。

② 世界遺産の保護及び新規登録

世界遺産の保護対策

世界遺産「日光の社寺」の適切な保護対策に必要な調査を継続的に実施します。また、来訪者に世界遺産に対する理解を深めてもらうためのガイダンス施設の整備を検討します。

平成31年の世界遺産登録20周年を契機に遺産に対す

体制を整備し、併せて保護思想の普及・啓発と活用を図ります。

<施策の方向>

① 文化財の保存・活用

文化財調査などの促進

市内の文化財の調査・指定などを促進し、保存を図ります。

民俗芸能などの保存・継承

地域で行われている民俗芸能や伝統行事の保存・継承を 支援します。

文化財の活用

日光杉並木をはじめとする、市内に所在する文化財を活用したまちづくりを推進します。

文化財の保護思想の普及

指定文化財などの理解促進を図るとともに、保護思想の 普及を促進します。

② 世界遺産の保護及び新規登録

世界遺産の保護対策

世界遺産「日光の社寺」の適切な保護対策に努めるとともに、遺産に対する理解を深め、より良い活用を図ります。

足尾銅山の世界遺産登録推進

足尾銅山関連の産業遺産の保存活用と地域づくりを進めるため、世界遺産登録を目指します。

る理解を深め、より良い活用を図るための情報発信の一環 として、観光部と連携し、世界遺産サミットの開催を検討 します。

足尾銅山の世界遺産登録推進

足尾銅山関連の産業遺産の保存活用と地域づくりを推進 し、与えられた諸課題を解決することにより世界遺産登録 を目指します。

③ 文化芸術活動の推進

伝承者や後継者の育成・支援

地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を伝承するために、伝承者や後継者の育成支援を行います。

文化団体の育成・支援

文化芸術活動の担い手として、文化協会などの文化団体を育成・支援します。

④ 公共文化施設の活用と整備

文化施設での魅力あるイベントや展示の開催・充実

市民が芸術を鑑賞し体験する機会を提供するため、文化施設でのイベントや展覧会の開催・充実を図ります。

公共文化施設の適正な整備

文化会館や美術館などの公共文化施設を利用者が安心 して安全に利用できるよう適正な整備を行い、維持管理に 努めます。

○スポーツの分野

基本目標 9

豊かなスポーツライフの実現

市民の自主的なスポーツ活動を推進するため、情報の提供や講習会の開催などスポーツ団体に対する支援の充実を図ります。また、市民が生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、体育施設の整備充実に努めます。

<施策の方向>

① スポーツの振興

生涯スポーツの推進

市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設立や学校開放利用の促進に努めます。

特色あるスポーツの推進

日光市の特色あるスポーツであるホッケー及びスケート 競技の普及・促進に努めます。

スポーツ指導者の養成

スポーツ少年団認定員などのスポーツ指導者の養成と資質の向上を図るため、講習会や研修会を実施します。

スポーツ交流の充実

地域間の交流を促す大会や市のPR効果が大きい全国大会

○スポーツの分野

基本目標 7

スポーツを通じて育む豊かなくらし

広く多くの市民が生涯にわたりスポーツを通じて、心身の健康の保持増進や豊かな人間関係と地域コミュニティの形成を推進できるよう、多様なニーズやライフステージに応じたスポーツ活動の機会を確保・提供するため、スポーツ環境の整備に努めます。

<施策の方向>

① 生涯スポーツの推進

<u>ライフステージに応じたスポーツ活動の推進</u>

健康増進や体力の向上に向けた身近なスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブへの加入や学校開放利用の促進に努めます。

また、競技別市民スポーツ大会などを開催し、スポーツ に参加する機会の拡大を図ります。

| | | _ | |
|---|---|---|--|
| | - | | |
| | | | |
| _ | | | |
| | _ | | |

などのスポーツイベントの開催に努めます。 スポーツ団体の育成強化 体育協会の自主活動の促進やスポーツ少年団の活動支援 に努めます。 スポーツ情報の提供 いつでも、だれでもスポーツ・レクリエーション活動が できるよう、スポーツ施設やスポーツイベントなどの情報 を広く提供します。 ② スポーツ施設の整備充実 スポーツ施設の整備 市民が安全で利用しやすいスポーツ施設の整備を推進す

るとともに、効果的な管理運営を図ります。

スポーツ情報の提供

「する」「観る」「支える」といった様々なスポーツ活動 への関心を高め参加を促すために、 スポーツ情報を広く 発信します。

② 競技スポーツの推進

競技スポーツの推進

競技人口の底辺拡大と競技レベルの向上のため、体育協会などのスポーツ団体と連携を図り、全国規模の大会誘致や地域のスポーツ指導者の養成及び資質の向上に努めます。あわせて、県と連携して東京オリンピック・パラリンピック等の合宿地の誘致を進めます。また、全国大会などに参加する選手に対し助成支援を行います。

特色あるスポーツの推進

日光市の特色あるスポーツであるホッケー及びスケー 競技の普及・促進に努めます。

③ スポーツ施設の整備充実

スポーツ施設の整備

安全で快適に利用でき、将来にわたって適正に維持管理 が保てる規模と機能を備えた施設整備を進めます。

日光市教育施策の大綱(案)



平 成 2 8 年 ● 月改定 日 光 市

1 策定の趣旨

日光市教育施策の大綱(以下「大綱」という。)は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、当市の教育、学術及び文化等の振興に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

また、この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、同法第 1条の4第1項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・ 調整した上で策定します。

2 策定にあたっての考え方

大綱の策定にあたっては、まちづくりの総合的指針である第2次日光市総合計画前期 基本計画(平成28年度~平成32年度)に掲げた、7つの教育分野に関する施策の目標を大綱の基本目標とします。

3 大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、平成28年度から平成32年度の5年間とします。

4 大綱の基本目標と施策の方向

基本目標 1

生涯にわたり主体的に学ぶ、次代を創る心豊かな人づくり・地域づくり

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる体制・環境や、ふるさと日光の歴史・文化・環境等を学び、愛着を持つ学習機会を整えるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ります。そして、生涯学習活動を通じたひとづくりや地域づくりを進めます。

また、特に、青少年においては、次世代を担う大切な存在であることから、心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人として成長できるよう支援するとともに、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

<施策の方向>

① 生涯学習推進体制・環境の充実

推進体制の充実

社会教育施設や関係機関相互の連携を強化し、市民が生涯学習を進める環境を整えます。

<u>生涯各期における生涯学習の充実</u>

市民の多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたり学習できる様々な機会や情報を提供します。

地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援

地域・家庭・学校が連携協力して心豊かな子どもを育成する体制を整備し、 家庭・地域の教育力の向上に努めます。

② 生涯学習成果の活用とひとづくり

市民主体の学習機会、学習成果の活用機会の提供

学習成果を発表する場の確保、市民主体の講座の開設など、学んだことを社会で生かすことができる機会を提供します。

地域づくり・まちづくりに取り組む人材育成

学習成果や経験を生かし、地域づくり・まちづくりに取り組む人材を育成します。

③ 次世代を担う青少年の健全育成

青少年育成団体の支援・指導者等の養成

青少年育成団体に対し、情報提供などを行い、活動を支援します。また、地域 の指導者や青少年リーダーを養成するための研修や交流活動などを推進します。

青少年活動の推進

地域との連携を含めた体験活動、交流活動などの機会を提供し、青少年活動を推進するとともに、青少年リーダーの活用を図ります。

青少年を取り巻く環境の健全化

関係機関や地域と連携を図り、青少年の健全育成のための良好な社会環境づくりの推進や青少年への指導に努めます。

一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現

「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権施策を総合的に推進します。

<施策の方向>

① 人権教育・人権啓発の推進

学校における人権教育の推進

学校教育において、児童生徒の人権感覚を磨き、人権意識を培うため、人権教育推進教員による学校訪問や校内研修などを実施して、学習内容、指導方法の改善、充実を図ります。

人権教育指導者の育成

人権教育推進教員など人権教育指導者の資質と実践的指導力の向上を図ります。

人権啓発の推進

人権尊重の社会づくり条例に基づき、人権尊重の社会づくりを推進します。また、子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利が尊重され健やかな成長を図るため、様々な場と機会において効果的かつ継続的な人権啓発を推進します。

「生きる力」を育み、互いに協力して未来を切り拓く児童生徒の育成

教育環境の充実に努めながら、小中連携・一貫教育の推進を中核として、家庭・地域・ 関係機関とのつながりを強め、質の高い教育の実現を目指します。

<施策の方向>

① 確かな学力の育成

授業の改善、学びに向かう集団づくり、小中連携・一貫教育の推進を中核とした全市的な取組を実施することにより、児童生徒の学力の向上に努めます。

② 児童生徒指導上の問題に対応した教育の推進

「学校を休みがちな児童生徒の調査」や「学級満足度調査」に基づき、学校間や 関係機関との連携を図り、いじめや不登校を予防する望ましい集団づくりを推進 します。また、不登校適応指導教室「若杉学級」の運営の充実と学習環境の整備 を図ります。

③ 登下校時の安全安心の確保

登下校の安全を確保し、安心して登下校できる体制づくりを推進します。

④ 特別支援教育の充実

学校間や関係機関との連携を図り、特別支援教育の充実を図ります。また、発達相談や就学相談などの支援体制を強化するとともに、小中学校が連携した継続的な支援を推進します。

⑤ 学校環境の整備

学校施設の整備

学校施設における環境の改善や長寿命化等を推進し学校施設の充実を図ります。

学校給食調理施設と調理体制の充実

食育や自校調理の利点を十分考慮しながら、給食施設の集約化や民間委託を推進し、安全・安心な学校給食を提供できる調理施設と調理体制の充実を図ります。

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる家庭教育力の向上

全ての教育の出発点である家庭教育を、個々の家庭の努力のみに委ねることなく、その担い手である保護者の学びを支援することで家庭の教育力の向上を目指します。

<施策の方向>

① 家庭教育支援体制・環境の充実

学習機会の充実

保護者が家庭で子どもを育てるために必要な学習を保護者が集まる機会をとらえて提供します。また、家庭教育ボランティア、関係機関・企業などと連携して、多種多様な講座の開設に努めます。

人材の育成

家庭教育支援の取組の活性化を図るため、基礎となる市内の家庭教育支援団体や家庭教育学級のリーダーの育成に努めます。

人材の活用

家庭教育支援の取組を充実させるため、市内の家庭教育支援団体を活用して家庭教育支援事業を行います。

② 家庭教育の推進

情報提供や啓発活動の充実

保護者に対して、家庭教育の重要性や家庭教育支援事業についての情報発信や 啓発活動を実施します。

市民一人ひとりの自己実現のための社会教育の充実

魅力と活力にあふれたまちづくりを担える人材の育成と市民活動を支援するため、社会教育施設における学習の充実を図るとともに、計画的な施設整備に努めます。

<施策の方向>

① 社会教育施設における学習の充実

学習活動の支援

多様な学習機会や学習情報の提供及び社会教育に携わる指導者などの養成・研修を充実し、市民の学習活動を支援します。

公民館活動の充実

多様化する市民ニーズに対応した各種講座・教室を効果的に実施するなど、最 も身近なひとづくり・地域づくりの拠点施設である公民館活動を充実します。

社会教育関係団体の育成

それぞれの目的に応じた学習や仲間づくりに取り組んでいる社会教育関係団体の育成・支援に努めます。

図書館機能の充実

図書館資料の収集及びレファレンス機能の向上を図り、地域の情報・文化の拠点としての図書館機能を充実します。

読書活動の推進

子どもから大人まで、気軽に本に親しみ、読書の楽しさを味わえる環境づくり を進めます。

(仮称)日光文化創造館における教育の推進

二宮尊徳記念館および歴史民俗資料館において、市民に学習の機会を提供する ため展示や講演会、移動博物館事業などの教育活動を推進するとともに、併設さ れる市民活動支援センターにおいて、市民が報徳の教えを実践し、まちづくり活 動につなげられるよう支援します。

② 社会教育施設の整備

公民館

公民館を地域づくりの推進拠点施設と位置付け、施設の老朽化や地域の実情に応じた計画的な整備を進めます。

(仮称)日光文化創造館

郷土の歴史的財産を未来へ伝え、歴史や文化を身近に学べる社会教育施設として、資料の保存・展示やホールなどの機能を併せ持つ(仮称)日光文化創造館を整備開設します。

基本目標 6

各種文化財の保存活用と地域に根ざした文化活動の促進

市内に多数存在する文化財の保存と活用を推進するとともに、文化財保護体制をさらに充実させ、併せて保護思想の普及・啓発を図ります。

また、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するとともに活発な文化芸術活動を推進することで、だれもが身近に文化に親しみ、豊かな心と潤いのある生活を実現した、文化の香るまちを目指します。

<施策の方向>

① 文化財の保存・活用

文化財調査などの促進

市内の文化財の調査・研究を促進して体制の充実を図り、新たな文化財候補を 発掘し、その指定・保存を図ります。

民俗芸能・技術の保存・普及

地域に伝承されている指定民俗文化財の保存・継承を支援するとともに、映像 記録の公開など広く普及するための活動を実施します。

文化財の保護・活用

日光杉並木をはじめとする、市内に所在する文化財を活用したまちづくりを推進するため、保護及び活用体制の充実を図ります。

特に杉並木については、倒木等の未然防止や災害発生時の対応及び市民や観光 客に対する情報提供等について、関係機関と連携し協議検討していきます。

文化財の保護思想の普及

日光市指定文化財ホームページを活用して指定文化財の理解促進を図るとともに、保護思想の普及を促進します。

文化財資料の収集・保存

貴重な文化財資料の寄贈・寄託・収集を進めるとともに、くん蒸業務を実施するなど良好な状態で保存継承していきます。

② 世界遺産の保護及び新規登録

世界遺産の保護対策

世界遺産「日光の社寺」の適切な保護対策に必要な調査を継続的に実施します。また、来訪者に世界遺産に対する理解を深めてもらうためのガイダンス施設の整備を検討します。

平成31年の世界遺産登録20周年を契機に遺産に対する理解を深め、より 良い活用を図るための情報発信の一環として、観光部と連携し、世界遺産サミットの開催を検討します。

足尾銅山の世界遺産登録推進

足尾銅山関連の産業遺産の保存活用と地域づくりを推進し、与えられた諸課 題を解決することにより世界遺産登録を目指します。

③ 文化芸術活動の推進

伝承者や後継者の育成・支援

地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を伝承するために、伝承者や後継者の育成支援を行います。

文化団体の育成・支援

文化芸術活動の担い手として、文化協会などの文化団体を育成・支援します。

④ 公共文化施設の活用と整備

文化施設での魅力あるイベントや展示の開催・充実

市民が芸術を鑑賞し体験する機会を提供するため、文化施設でのイベントや展覧会の開催・充実を図ります。

公共文化施設の適正な整備

文化会館や美術館などの公共文化施設を利用者が安心して安全に利用できるよう適正な整備を行い、施設の維持管理に努めます。

基本目標 7

スポーツを通じて育む豊かなくらし

広く多くの市民が生涯にわたりスポーツを通じて、心身の健康の保持増進や豊かな人間関係と地域コミュニティの形成を推進できるよう、多様なニーズやライフステージに応じたスポーツ活動の機会を確保・提供するため、スポーツ環境の整備に努めます。

<施策の方向>

① 生涯スポーツの推進

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

健康増進や体力の向上に向けた身近なスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブへの加入や学校開放利用の促進に努めます。

また、競技別市民スポーツ大会などを開催し、スポーツに参加する機会の拡大 を図ります。

スポーツ情報の提供

「する」「観る」「支える」といった様々なスポーツ活動への関心を高め参加 を促すために、スポーツ情報を広く発信します。

② 競技スポーツの推進

競技スポーツの推進

競技人口の底辺拡大と競技レベルの向上のため、体育協会などのスポーツ団体と連携を図り、全国規模の大会誘致や地域のスポーツ指導者の養成及び資質の向上に努めます。あわせて、県と連携して東京オリンピック・パラリンピック等の合宿地の誘致を進めます。また、全国大会などに参加する選手に対し助成支援を行います。

特色あるスポーツの推進

日光市の特色あるスポーツであるホッケー及びスケート競技の普及・促進に 努めます。

③ スポーツ施設の整備充実

スポーツ施設の整備

安全で快適に利用でき、将来にわたって適正に維持管理が保てる規模と機能を 備えた施設整備を進めます。

日光市 スポーツ推進計画

素案

平成 28 年 3 月 日 光 市



目 次

| 第 | 出 | 総論 | |
|----|-----|------------------------------|----|
| 訇 | 有1章 | 計画策定にあたって | 3 |
| | 第1節 | 「 計画策定の背景と目的 | 3 |
| | 第2節 | ī 計画の位置づけ | 7 |
| | 第3節 | i 本計画におけるスポーツの定義 | 7 |
| | 第4節 | 「 計画の期間 | 8 |
| 匀 | 第2章 | 本市を取り巻く現状と課題 | 9 |
| | 第1節 | ⅰ 人口の推移と高齢化率の状況1 | 1 |
| | 第2節 | i スポーツと健康に関わる状況1 | 12 |
| | 第3節 | i ライフステージにおける状況1 | 4 |
| | 1 | スポーツと子どもに関わる状況 1 | 14 |
| | 2 | スポーツと成人に関わる状況 2 | 20 |
| | 3 | スポーツと高齢者に関わる状況2 | 21 |
| | 4 | スポーツと障がい者に関わる状況2 | 23 |
| | 5 | 総合型地域スポーツクラブに関わる状況2 | 24 |
| | 第4節 | i スポーツと施設に関わる状況 2 | 26 |
| | 1 | スポーツ施設等の立地状況2 | 26 |
| | 2 | スポーツ施設等の利用状況2 | 28 |
| | 3 | 学校施設開放の利用状況2 | 29 |
| | 4 | 施設の整備・充実に対するニーズ3 | 30 |
| | 5 | スポーツ環境施策に対する要望 | 31 |
| | 第5節 | i スポーツと情報に関わる状況 3 | 32 |
| 复 | 第3章 | 「する」「観る」「支える」からみる現状と課題 3 | 33 |
| | 第1節 | ī 「する」スポーツの現状と課題 3 | 33 |
| | 第2節 | ī 「観る」スポーツの現状と課題 3 | 36 |
| | 第3節 | ī 「支える」スポーツの現状と課題 3 | 38 |
| 匀 | 94章 | 本計画の基本理念 3 | 39 |
| 复 | 第5章 | 計画の施策体系 4 | 10 |
| | | | |
| 第2 | 2 部 | スポーツの推進 | |
| 匀 | 有1章 | 生涯スポーツの推進 4 | 13 |
| | 第1節 | i 総合型地域スポーツクラブの育成支援 4 | 14 |
| | 第2節 | i 地域スポーツ活動の充実(コミュニティの醸成) 4 | 15 |
| | 第3節 | ī スポーツによる国内・国際交流の促進 | 46 |
| | 第4節 | ī スポーツツーリズムの推進(スポーツと観光の連携) 4 | 17 |
| | 第5節 | i 高齢者・障がい者向けスポーツの充実 | 18 |

| 第2章 子どものスポーツ活動の充実 | | 49 |
|-------------------------|-------|----|
| 第1節 子どもの体力向上・健康維持増進への取締 | 狙 | 50 |
| 第2節 学校体育や運動部活動の充実 | | 51 |
| 第3章 競技スポーツの推進 | | 52 |
| 第1節 競技スポーツの充実 | | 52 |
| 第2節 プロスポーツチーム及び実業団チームとの | の連携 | 53 |
| 第3節 スポーツ指導者やボランティアの養成 | | 55 |
| 第4章 スポーツ環境の整備・充実 | | 56 |
| 第1節 スポーツ施設の環境整備 | | 58 |
| 第2節 スポーツ情報の提供 | | 59 |
| 第5章 計画を推進していくために | | 60 |
| 第1節 計画の実現に向けた市民や関係団体との問 | 協働・連携 | 60 |
| 第2節 スポーツを支える関係団体の役割 | | 60 |
| 第3節 計画の進行管理 | | 63 |
| 第4節 財源の確保 | | 63 |

アンケート調査について

本市では、広く市民の意見・要望を把握し、今後のスポーツ施策の参考にすることを目的に、平成27年9月に18歳以上の市民の中から無作為で抽出した2,500人を対象に「日光市スポーツ推進計画策定のための市民意識調査」(有効回答数1,396人、回答率55.8パーセント 以下「市民アンケート」)を実施しました。ここでは、本調査の結果を中心に各種調査や統計を参考にしながら、本市のスポーツの現状を、「する」「観る」「支える」といったスポーツの関わり方について3つの視点で分析するとともに、スポーツの実践に欠かせない「施設」や「情報」について分析しました。

第1部 総 論

第1章 計画策定にあたって

第2章 本市を取り巻く現状と課題

第3章「する」「観る」「支える」からみる現状と課題

第4章 本計画の基本理念

第5章 計画の施策体系

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

■計画策定の趣旨

これまで我が国のスポーツは、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」により振興が図られ、国民の身近なものとして浸透してきました。

近年、高度情報化の進展、急速な少子高齢化の到来など、大きく社会環境が変化しライフスタイルが多様化する中、スポーツをする機会の減少、体力・運動機能の低下、社会保障の増大、人間関係や地域コミュニティの希薄化など、様々な社会問題が顕著化しています。

また、スポーツの実施目的の多様化、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツを巡る状況も大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、「スポーツ振興法」を 50 年ぶりに全面改正し、スポーツの推進のための基本的な法律として、平成 23 年 8 月に「スポーツ基本法」が制定されました。また、同法の規定に基づき、平成 24 年 3 月には「スポーツ基本計画」が策定されました。これにより、「新たなスポーツ文化」を確立するため、従来のスポーツの振興から推進の時代へとシフトすることが示されました。

本市においては、「スポーツに親しみ、心身ともに健康で元気なまちをつくります」を市民憲章のひとつに掲げ、これまで豊かなスポーツライフの実現に向けて取り組み、一定の効果を上げてきました。

今後、東京オリンピック・パラリンピック(2020 年)や栃木国体(2022 年)の開催を控え、市民のスポーツへの注目度が高まる中、現行計画の終了年度を迎えるにあたり、社会環境の変化による多様なニーズに対応し、「スポーツの力」による活力あるまちづくりを目指すため、「日光市スポーツ推進計画」を策定します。

■スポーツの力(意義・効果)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の大被害をもたらし、現在もなお、復旧・復興への取組が続けられ、国家規模での課題となっていますが、この震災や支援活動を通して多くの日本国民が「人との絆」の重要性を再認識するものとなりました。

また、トップアスリートが被災地を訪れるなど、スポーツを通じた様々な形の支援活動は、復興に向け歩みを進める人々に勇気と希望を与え、オリンピックなどの国際舞台におけるトップアスリートの活躍は、被災地のみならず日本国民に夢や感動、さらには、誇りや一体感をもたらし、改めて「スポーツの力」による大きさが認識されるようになりました。

スポーツの力

- ・スポーツは、多くの人に夢や感動をもたらします。
- ・スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、 爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。
- ・スポーツは、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など、心 身両面にわたる健康の保持増進をもたらします。
- ・スポーツは、他人を思いやる心、フェアプレー精神や克己心を培うとと もに、自ら学び、考える力を育むなど、次世代を担う青少年の健全育成 をもたらします。
- ・スポーツは、人と人、人と地域、地域と地域の交流を深め、コミュニティの醸成と活力をもたらします。
- ・スポーツは、多くの人々を集わせる魅力を持ち、地域の交流と活性化を もたらします。

このように、「スポーツの力は」、体力や健康増進にとどまらず、医療・福祉・ 観光・経済・地域づくりなど、今や様々な課題解決の一翼を担う効果がありま す。

■国の動向

1 「スポーツ立国戦略」の策定

平成 22 年、文部科学省において「スポーツ立国戦略」が策定されました。これにより、今後の国のスポーツ政策の基本的な方向性が示されました。

戦略の基本的な2つの考え方

①人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視 ②連携、協働の推進

今後10年間で実施すべき5つの重点戦略

- ①ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- ②世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- ③スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- ④スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上 ⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備

2 スポーツ基本法の制定

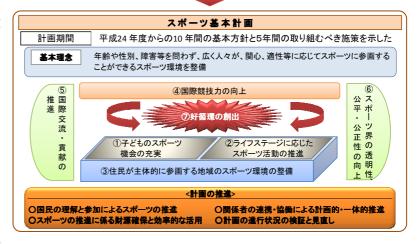
平成23年、スポーツ振興 法を全部改正した「スポーツ 基本法」が制定され、スポーツ が制定され、スポーツ が明確になり を全部が構造の基盤が構一の とと幸とはるでいるが はないで、するので がいたで、ないで をしてででででででででででででででででで がいました。

また、国においてスポーツに関する施策を総合的・計画的に進めていくための「スポーツ基本計画」を定めなければならないことが規

◆◇ スポーツ推進に関する近年の国の動向 ◇◆

| | スポーツ立国戦略 |
|---------|-----------------------------|
| 戦略期間 | 平成22 年8月から概ね10 年間 |
| 基本理念 | 新たなスポーツ文化の確立 |
| 基本的な考え方 | 人(する人、観る人、支える人)の重視、連携・協働の推進 |
| | |

スポーツ基本法
制定
甲成23年6月
「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利」と規定等スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上の要請や障害者スポーツの発展、国際化の進展等スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念が示されるとともに、文部科学大臣が『スポーツ基本計画』を定めることと規定。



定されました。さらに、地方公共団体においても国のスポーツ基本計画を参考とし、地域の実情に応じた「スポーツ推進計画」を定めるよう努めることが規定されています。

3 スポーツ基本計画の策定

平成 24 年、スポーツ基本法に基づき、「スポーツ基本計画」が策定されました。今後 10 年間を見通したスポーツ推進の基本方針を定めるとともに、現状と課題を踏まえ 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき具体的施策が体系化されました。

4 スポーツ庁の創設

平成27年、国のスポーツの振興、その他スポーツに関する方針を相互的に推し進めていくことを目的に、新たに「スポーツ庁」が創設されました。

■県の動向

栃木県では平成23年から栃木県総合計画及び「とちぎ教育振興ビジョン(三期 計画)」の施策体系に合わせ、そのスポーツ分野の計画として「とちぎスポーツ 振興プラン 21 (二期計画)」を策定し、平成 27 年度に終期となりました。そこ で、同計画で取り組んだ様々な施策の成果を踏まえ、本県の今後のスポーツ推進 の方向性を示す「とちぎスポーツ推進プラン(2016~2020)」を策定しました。

県民の誰もがそれぞれのライフステージにおいてスポーツに親しめるようにす ることは、健康で活力に満ちた長寿社会の実現はもとより、地域の活性化や人と 人との絆づくりにも寄与するとともに、本県スポーツ選手のオリンピックや国際 大会、全国大会等での活躍は、多くの県民に感動や勇気を与え、子どもたちに大 きな夢を与えることを念頭に、「みんなでつなげよう スポーツとちぎ」を掲げ、 スポーツの推進に取り組んでいきます。

※ライフステージ:人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などそれぞれ の段階。

◆◇ スポーツ推進に関する県の動向 ◇◆

本 理 念

みんなでつなげよう スポーツとちぎ

全ての県民がスポーツ活動をとおして、世代や競技レベル、志向などを超えて交流し、 県民一人ひとりのスポーツとの関わりや生活をより豊かなものにする

領域1 生涯スポーツの推進

【目指す姿】

「する」「観る」「支える」といった多様なスポーツとの 関わりの機会を創出し、子どもから高齢者・障害者 を含めたすべての県民が、それぞれのライフステー ジに応じてスポーツに親しむことができる生涯スポー ツ社会の実現を目指します

【基本施策】

- ●地域におけるスポーツ機会の充実
- ●高齢者や障害者のスポーツ参加の促進
- ●多様なスポーツとのかかわりの推進

■□推進目標□■

【スポーツ活動実施率】

○県政世論調査で「スポーツ活動を週1日 以上実施した」と回答した県民の割合

2人に1人以上(50%以上)

領域2 子どもの運動・スポーツ活動の充実

【目指す姿】

生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践してい くために必要な健康・体力への関心や、運動に親し む資質や能力の基礎を育成するとともに、幼少期か らの運動習慣形成を目指します

【基本施策】

●子どもの体力向上への取組

- ●教科指導及び体育的行事の充実
- ●運動部活動の充実

■□推進目標□■

【新体カテスト体カ合計点】

○全国体力・運動の能力、運動習慣等調査 における小学校5年生及び中学校2年生 の体力合計点の本県平均値

それぞれ0.5%以上の向上

施策の展開

視点3 競技力の向上

【目指す姿】

国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催を 控え、長期的・計画的な競技力向上策に取り組み、 県民に夢や感動・喜びを与えられる高い競技力を 持ったアスリートの育成を目指します

【重点課題】

- ●トップアスリートの育成
- ●組織体制・指導体制の充実・強化
- ●競技力向上のための環境整備

■□推進目標□■

【国民体育大会の総合成績】

○国民体育大会の天皇杯・皇后杯順位

10 位以内 (天皇杯1,400 点以上、皇后杯700点以上)

視点4 県民総スポーツを実現する環境の整備

公共スポーツ施設の整備を促進し、その有効活用を 検討するとともに、多くのスポーツ関係団体の連携・ 協働によるつながりを創出し、県民総スポーツの実 現に向けたスポーツ環境の整備を目指します

- ●県立スポーツ施設や身近な公共スポーツ施設の活用
- ●スポーツ振興をめぐる連携・協働の推進



第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市におけるスポーツ推進の基本計画であり、第 2 次総合計画前期 基本計画の分野別計画に掲げるスポーツ施策「スポーツを通じて育む豊かなくら し」を実現するための計画です。

策定にあたっては、スポーツ基本法第 10 条「地方スポーツ推進計画」に該当するものとして、スポーツ基本法の理念に則り、国のスポーツ政策の基本的方向を示す指針である「スポーツ基本計画」を参酌するとともに、県のスポーツに関する計画、日光市政の最上位計画である「日光市総合計画」をはじめとした関連する施策分野別計画との整合性を図っています。

また、市民の身近なスポーツ活動の場である、公共スポーツ施設の整備については、新たに策定する「日光市公共スポーツ施設整備計画(H30年度策定予定)」において検討し進めていきます。

◆◇ 本計画の関連図 ◇◆

第3節 本計画におけるスポーツの定義

■スポーツの定義

本計画では、スポーツの定義を、通常より幅広い概念で捉え、ルールに基づいて競う運動競技だけではなく、健康づくりのための体操や気分転換に行う散歩、自然に親しむ野外活動、介護予防のためのトレーニングなど、自ら目的を持って身体を動かすものについてはスポーツに含むものとします。また、スポーツ観戦などの「観るスポーツ」や、スポーツ指導やスポーツに関するボランティア活動などの「支えるスポーツ」もスポーツとして捉えています。

第4節 計画の期間

本計画は平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とする10年計画とします。期間中は、計画の進捗状況や社会情勢の変化、その他、国のスポーツ基本計画、本市の総合計画など関連する計画などとの整合性に留意し、中間年にあたる5年後に必要に応じ見直しを実施します。

◆◇ 計画期間図 ◇◆



第2章 本市を取り巻く現状と課題

本計画の策定にあたり実施した「日光市スポーツ推進計画策定のための市民意識調査(市民アンケート)」において、本市が抱えるスポーツを推進していくための様々な課題がみえてきました。そこで、本計画の第2章、第3章でアンケート結果を基に現在の現状と課題を整理し、計画第2部において課題解決に向けた施策を展開していきます。

■各ライフステージにおける課題

近年の社会問題である少子高齢化社会の進展に伴い、本市においても人口は減少しており、一方高齢化率は上昇を辿っています。高齢化が進むにつれて、市民の健康維持は重要な政策の柱となり、医療費増加の抑制についても今後の大きな課題となっていきます。

1 子ども期における課題

新体力テストの結果をみると、本市における子ども期のスポーツ状況は決して悪くはないものの、学校体育の授業でのみ運動をする子どもと、学校体育以外に運動部活動やスポーツ少年団で運動する子どもがいるなど、個々で運動量に差があり、全ての子どもに十分な運動をする機会を提供していくことが課題となっています。

2 成人期における課題

成人期をみると、「週 1 回以上スポーツを実施する成人の割合(スポーツ実施率)」は 47.7%であり、国が目標としている 65%に達していない状況です。また、60 歳以上のスポーツ実施状況は概ね良好であるものの、スポーツの必要性を強く認識している子育で・働き盛り世代では運動する機会が少なく、日常生活の中で気軽にスポーツができる環境づくりが課題となっています。

3 高齢者・障がい者のスポーツにおける課題

本市の高齢者の健康に対する意識は高く、週 3 日以上スポーツを行っている割合も年代別にみると高い傾向にあります。高齢者の生活の質を規定している日常生活動作能力(ADL)障害の発生を予防し、いつまでも健康的な生活が送れるよう、今後も身近に取り組めるスポーツの推進が課題となります。

また、障がい者にとってスポーツは機能回復や障がいの軽減だけでなく、豊かな生活を送る上で大きな意義があり重要な活動となります。障がい者がもっと身近にスポーツに取り組めるよう、施設の整備やボランティアの養成が課題となっています。

以上のような各ライフステージにおけるスポーツ活動を支えていくために、総合型地域スポーツクラブの設置・育成が全国的に進んでいます。しかし、本市における総合型地域スポーツクラブに対する認知度は依然として低い状況であり、広報等による周知を図ることで会員の確保につなげる必要があります。また、全国的にクラブの財源の確保や活動拠点の確保等が問題となっており、今後のクラブの育成・基盤強化をする上で大きな課題となります。

■スポーツ環境における課題

市内には、多くの公共スポーツ施設が設置されており市民のスポーツ活動を支えています。また本市では、市民の身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設開放事業も行っています。今後は利用者のニーズの変化に対応した施設の機能充実と長寿命化を図りながら、「日光市公共施設マネジメント計画」との整合性を図り適正な施設の維持管理・運営を行っていくことが課題となります。また、従来の本市の広報紙や自治会の回覧によるスポーツ情報の提供に加えて、市ホームページ等を活用した情報の提供を一層進めていく必要もあります。

■「する」スポーツにおける課題

市民アンケートによると、今後実施したいスポーツとして、散歩やウォーキングなどの軽スポーツに加え、ヨガや水泳、ピラティスなど、これまであまり取り組まれてこなかったスポーツのニーズが増えており、時代や環境の変化に対応したスポーツ施策が課題となっています。

■「観る」スポーツにおける課題

野球やサッカーなどのスポーツ観戦経験は多くなっている一方で、市内や県内で活動するプロ、トップスポーツ団体については観戦経験がない人が多数となっています。市民にとって身近なトップスポーツチームの試合をいかに気軽に観る環境をつくるかが課題となっています。

■「支える」スポーツにおける課題

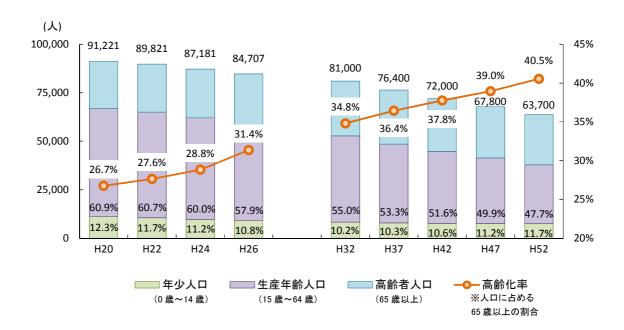
市民アンケートによると、「支える」スポーツのひとつであるスポーツボランティアを行ったことがある人はわずかであり、関心も薄い結果となっています。 東京オリンピック・パラリンピック競技大会や栃木国体等の開催に向け、計画的・ 長期的にスポーツボランティアを育成していくことが課題となっています。

第1節 人口の推移と高齢化率の状況

本市の人口は一貫して減少を続け、平成 27 年 11 月 1 日現在で総人口が 86, 276 人、高齢化率は 31.6%となっています。また、本市策定の「日光市人口ビジョン」によると、平成 52 年には総人口は 63, 700 人程度となり、高齢化率は 40.5%まで上昇すると見込まれています。

今後の本市のスポーツ推進において、このような市の人口構成の変化を見据えて中 長期的に施策の展開を進めていく必要があります。

◆◇ 日光市の人口推移と今後の展望 ◇◆



資料: H20~H26 栃木県毎月人口調査報告書 各年10月1日現在 H32以降 日光市人口ビジョン(アンケート調査結果を踏まえた将来展望)

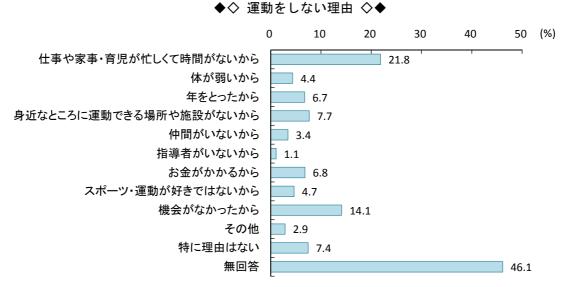
第2節 スポーツと健康に関わる状況

年代別に健康状態についてきいてみたところ、全ての年代で"自信がある"人が"自信がない"人を上回っていますが、40歳代ではその差はほとんどなく、"自信がある"人と"自信がない"人の割合はほぼ同じ値となっています。一方、40歳代から70歳以上にかけ年代が上がるにつれて"自信がある"人が増加し、健康への意識の高まりがみられます。

◆◇ 健康状態について ◇◆ 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 0.0 10・20歳代 18.3 35.3 20.3 14.4 11.8 30歳代 13.3 35.2 19.4 22.4 9.7 0.0 12.8 0.5 40歳代 7.1 28.6 22.4 28.6 0.4 50歳代 32.4 30.6 21.2 0.3 60歳代 33.6 24.7 21.0 8.9 13.8 70歳以上 38.6 21.7 13.2 1.1 ■自信がある ■どちらかといえば自信がある■どちらでもない ■どちらかといえば自信がない■自信がない □無回答

資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

また、運動をしない理由として「時間がない」が最も高く、「機会がない」、「場所や施設がない」と続いています。本人の意思で運動をしない人もいる一方で、できる環境が整えば運動をしたいと考えている人も少なくないとみられます。



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

このように、運動をしたいが様々な理由により運動ができていない人がいることが「市民アンケート」より浮かび上がりました。そして、超高齢社会の到来に伴い、医療費や介護費用の増大が見込まれる中、生活機能の向上や医療費削減においても、スポーツの効果が期待されています。

現在、日光市では国民健康保険における、市民一人あたりの医療費については年々増加している状況です(一人あたり321,000円: H26年度平均)。今後の医療費の削減も大きな課題のひとつとなっています。

(千円) 340 320 300 321 313 309 280 298 289 260 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年

◆◇ 日光市の一人あたり医療費の推移 ◇◆

参考となる事例として、「日本一健康なまち」を目指す新潟県見附市では、平成 14年から、筑波大学などと連携した運動プログラム「健康運動教室」を展開しています。この運動教室参加者と非参加者の年間医療費の変化を比較したところ、平成 15年時点では、運動教室参加者一人あたり約 24.3万円、非参加者約 22.8万円と参加者の方が、年間医療費が高かったのに対して、平成 18年には、参加者は 27.0万円、非参加者 37.4万円と、逆に参加していない人の方が 10万円近く高くなるという結果になり、運動継続に医療費の削減の効果があることが認められています。

見附市のデータからもわかるように、今後、市民一人ひとりが運動に取り組むことにより、日光市においても医療費の削減が期待できます。

◆◇ 運動の有無と医療費との関連 ◇◆



運動開始3年後(平成18年度)において、統計的に有意差が認められた。

※健康運動教室参加者で、見附市国民健康保険に加入する 139 名のうち、教室に 5 年継続して参加する方94 名(男:30 名、女 64 名)と、見附市国民健康保険に 5 年継続して加入する運動教室に参加していない方282 名(男:90 名、女 192 名)を比較した。

※運動開始 4 年後(H19 年)は、個々の医療費のデータのばらつきが大きく、有意差が認められなかった。 (出典)新潟県見附市 ホームページ「健康運動教室参加者の医療費分析の結果」(平成 24 年)より引用

第3節 ライフステージにおける状況

1 スポーツと子どもに関わる状況

(1) 子どもの体力の低下

文部科学省の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、青少年の体力や運動能力は昭和60年頃から長期的な低下傾向がみられます。

平成 26 年度に実施された新体力テストの結果によると、本市の子どもの体力は多くの種目で全国平均を上回っており、さらに体力合計点(※)は、中学校 2 年生女子を除く全ての対象者で、全国や県の結果を上回っています。しかし、全国的に体力水準の高かった昭和 60 (1985) 年頃と比較すると依然として低い水準となっています。

国は「今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回る」という目標を掲げており、本市においても、継続的に子どもの体力の調査・分析を行い、なるべく早期に昭和60年頃の値に近づけるよう取り組んでいく必要があります。

※「体力合計点」とは、各体力テストの成績を得点化し、合計した得点。

◆◇ 男女別、地域別、種目別 体力テスト平均値 ◇◆

平成26年 小学校5年生

| 十成20 十一行子校 0 十工 | | | | | | | | |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|
| 種目 | | 男 子 | | | 女子 | | | |
| 作 | 日光市 | 栃木県 | 全国 | 日光市 | 栃木県 | 全国 | | |
| 握力(kg) | 17.45 | 16.55 | 16.55 | 16.82 | 16.21 | 16.09 | | |
| 上体起こし(回) | 20.11 | 19.60 | 19.56 | 19.51 | 18.63 | 18.26 | | |
| 長座体前屈(cm) | 32.95 | 31.74 | 32.87 | 37.43 | 36.36 | 37.21 | | |
| 反復横とび(点) | 43.54 | 43.13 | 41.61 | 41.43 | 41.10 | 39.36 | | |
| 20mシャトルラン(回) | 54.95 | 52.52 | 51.67 | 43.27 | 42.35 | 40.29 | | |
| 50m走(秒) | 9.39 | 9.47 | 9.38 | 9.76 | 9.69 | 9.64 | | |
| 立ち幅とび(cm) | 150.29 | 150.11 | 151.70 | 143.84 | 144.08 | 144.76 | | |
| ソフトボール投げ(m) | 22.04 | 21.97 | 22.90 | 14.53 | 14.12 | 13.90 | | |

平成26年 中学校2年生

| 一次20年十年次2年2 | | | | | | | | |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|
| 種目 | | 男 子 | | 女 子 | | | | |
| (型 口 | 日光市 | 栃木県 | 全国 | 日光市 | 栃木県 | 全国 | | |
| 握力(kg) | 30.13 | 29.42 | 29.00 | 24.25 | 24.18 | 23.70 | | |
| 上体起こし(回) | 27.50 | 27.34 | 27.45 | 22.86 | 23.23 | 23.07 | | |
| 長座体前屈(cm) | 42.32 | 42.77 | 42.92 | 43.56 | 44.59 | 45.23 | | |
| 反復横とび(点) | 54.96 | 52.36 | 51.31 | 47.36 | 46.49 | 45.63 | | |
| 持久走(秒) | 396.32 | 383.57 | 392.89 | 304.26 | 287.13 | 290.64 | | |
| 20mシャトルラン(回) | 89.31 | 85.98 | 85.29 | 58.08 | 59.36 | 57.77 | | |
| 50m走(秒) | 7.96 | 8.09 | 8.03 | 8.97 | 8.92 | 8.87 | | |
| 立ち幅とび(cm) | 194.88 | 191.61 | 193.43 | 165.77 | 166.79 | 166.53 | | |
| ハンドボール投げ(m) | 19.53 | 19.82 | 20.86 | 12.21 | 12.59 | 12.88 | | |

[※]黄色の表示は全国平均より本市の方が成績が良かった値。

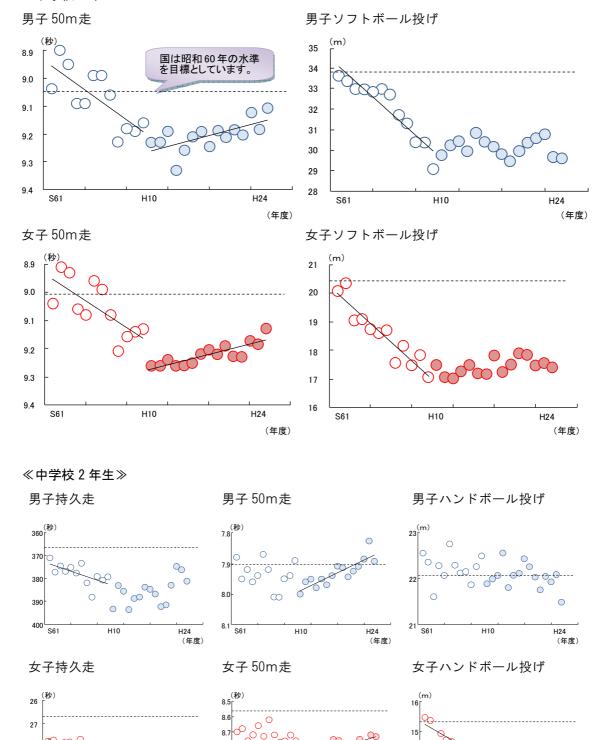
[※]国へ報告するためのモデルデータのため、全数データではありません。



◆◇ 長期的(昭和60~平成24年度)にみた運動能力の推移 ◇◆

≪小学校5年生≫

28 29 30



※ 1. 上に示した図は、昭和60年度(図中の点線)から平成24年度までの体力テスト結果の年次推移を示している。

H10

(年度)

H24

(年度)

2. 直線が引かれている部分は、新体力テスト施行前後での変化の傾向を示しており、低下または向上の一定の傾向が確認されたことを示している。

また、本市における学年別、種目別の平均値の結果を平成24年以降で比較すると、 平均値の良し悪しはまちまちですが、総じて男子の方が平均が増加し、女子の方が低下 している傾向がみられます。

◆◇ 男女別、種目別体カテスト平均値 ◇◆

| 種目 | 1 | 小学校5年男子 | | | 小学校5年女子 | | | |
|--------------|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|
| 性 日 | 平成 24 年 平成 25 年 平成 26 年 | | 平成 26 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | | |
| 握力(kg) | 16.68 | 16.53 | 17.45 | 16.53 | 16.14 | 16.82 | | |
| 上体起こし(回) | 20.62 | 19.46 | 20.11 | 19.28 | 18.93 | 19.51 | | |
| 長座体前屈(cm) | 29.48 | 31.05 | 32.95 | 36.01 | 34.84 | 37.43 | | |
| 反復横とび(点) | 56.60 | 43.50 | 43.54 | 43.16 | 40.92 | 41.43 | | |
| 20mシャトルラン(回) | 56.60 | 53.20 | 54.95 | 44.53 | 42.54 | 43.27 | | |
| 50m走(秒) | 9.40 | 9.49 | 9.39 | 9.70 | 9.66 | 9.76 | | |
| 立ち幅とび(cm) | 149.48 | 151.27 | 150.29 | 146.15 | 144.42 | 143.84 | | |
| ソフトボール投げ(m) | 24.03 | 21.79 | 22.04 | 15.18 | 13.71 | 14.53 | | |
| 体力合計点(点) | 54.81 | 53.67 | 55.00 | 56.73 | 55.47 | 56.46 | | |

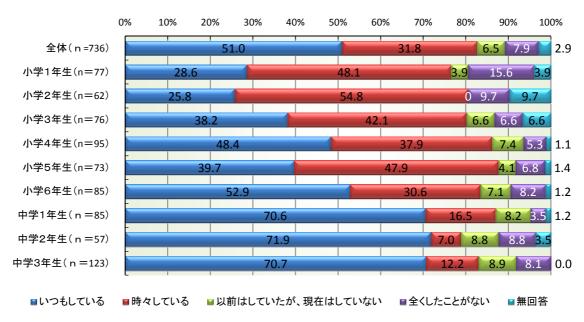
| # D | E | 中学校2年男子 | | | 中学校2年女子 | | | |
|--------------|---------|---------------------------|--------|---------|---------|---------|--|--|
| 種目 | 平成 24 年 | 平成 24 年 平成 25 年 平成 26 年 📮 | | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | | |
| 握力(kg) | 29.93 | 29.89 | 30.13 | 25.75 | 24.58 | 24.25 | | |
| 上体起こし(回) | 26.52 | 28.26 | 27.50 | 21.18 | 24.00 | 22.86 | | |
| 長座体前屈(cm) | 43.86 | 42.52 | 42.32 | 42.00 | 44.32 | 43.56 | | |
| 反復横とび(点) | 52.45 | 54.51 | 54.96 | 47.32 | 48.07 | 47.36 | | |
| 持久走(秒) | - | 389.76 | 396.32 | - | 301.67 | 304.26 | | |
| 20mシャトルラン(回) | 79.21 | 87.07 | 89.31 | 56.25 | 61.71 | 58.08 | | |
| 50m走(秒) | 8.00 | 8.01 | 7.96 | 8.57 | 8.72 | 8.97 | | |
| 立ち幅とび(cm) | 181.03 | 192.93 | 194.88 | 167.68 | 167.42 | 165.77 | | |
| ハンドボール投げ(m) | 18.07 | 19.46 | 19.53 | 13.79 | 12.79 | 12.21 | | |
| 体力合計点(点) | 40.36 | 43.22 | 43.19 | 50.44 | 50.72 | 48.52 | | |

(2) 子どもの運動実態

平成 24 年 7 月に実施した本市「健康にっこう 21 計画第 2 次健康増進アンケート調 査」によると、日常生活の中での運動頻度は、約5割が「いつもしている」となり、 学年別にみると、部活動等が活発となる中学生では約7割が「いつもしている」とな っています。一方、小学生では4年生を除き、学年が低いほど「いつもしている」の 割合は低い傾向がみられ、低学年における日常生活の中でのスポーツをする機会の充 実や、意識の啓発を図る必要性があります。

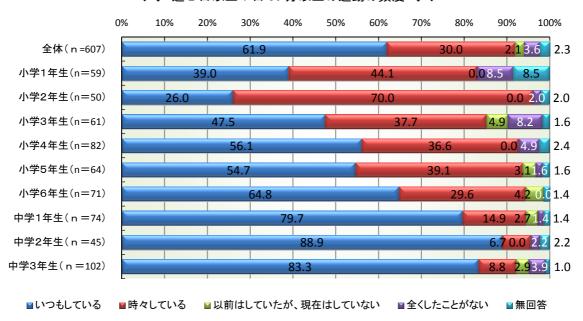
また、意識的に身体を動かす運動をいつもしている、または時々している人の中で、 週2日以上1日30分以上の運動については、全体の約6割が「いつもしている」と なり、学年別にみると、学年が上がるほど「いつもしている」割合が高い傾向となっ ています。

◆◇ 日常生活の中での運動の頻度 ◇◆



資料:健康につこう21計画第2次 健康増進アンケート調査

◆◇ 週2日以上1日30分以上の運動の頻度 ◇◆



資料: 平成 24 年健康増進アンケート調査

小学生では、運動を現在はしていない人や全くしたことがない人でも、「学校の授業」や「学校の昼休み」、「外遊び」はいずれも概ね半数以上と多くなっています。また、いつもしている人では「学校の部活・スポーツ少年団」が約6割と多くなっています。中学生では、運動を現在はしていない人や全くしたことがない人でも、「学校の授業」は7割以上と多くなっています。また、いつもしている人では「学校の部活・スポーツ少年団」が約9割と多くなっています。しかし、それ以外の人では「学校の授業」以外ではあまり身体を動かすことが少ないため、運動や身体を動かすことが発育に重要な要素であるという理解を広げることが必要です。

◆◇ 校種及び目標生活中での運動頻度別 運動や身体を動かす場面 ◇◆

| | 単位:% | n | 学校の授業 | 学校の昼休み | 学校の部活・スポーツ少年団 | 外遊び(自宅や公園など) | 習い事 | 無回答 |
|-----|-------------------|-----|-------|--------|---------------|--------------|------|-----|
| | 全体 | 736 | 64.9 | 49.7 | 45.7 | 51.6 | 19.4 | 2.2 |
| | いつもしている | 187 | 59.9 | 65.8 | 59.9 | 66.8 | 32.6 | 0.5 |
| 小学生 | 時々している | 200 | 72.0 | 61.5 | 14.0 | 70.5 | 29.0 | 1.0 |
| 生 | 以前はしていたが、現在はしていない | 25 | 64.0 | 44.0 | 8.0 | 64.0 | 12.0 | 4.0 |
| | まったくしたことがない | 40 | 72.5 | 62.5 | 0.0 | 50.0 | 7.5 | 0.0 |
| | いつもしている | 188 | 63.3 | 32.4 | 91.5 | 26.6 | 5.9 | 0.5 |
| 中学生 | 時々している | 33 | 57.6 | 27.3 | 39.4 | 36.4 | 18.2 | 0.0 |
| 生 | 以前はしていたが、現在はしていない | 23 | 69.6 | 17.4 | 21.7 | 30.4 | 0.0 | 0.0 |
| | まったくしたことがない | 18 | 77.8 | 5.6 | 22.2 | 16.7 | 0.0 | 0.0 |

資料: 平成 24 年健康増進アンケート調査

〇表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数 (あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

写真

イラストの挿入箇所

(3) 運動と疲労感の調査

子どもの疲労に関する調査(中村・稲葉調査 1999 年)によると、学校での運動量が少ない子どもは、登校時より下校時の方が疲労スコアが高いのに対して、運動量の多い子どもは、逆に下校時の方が、疲労スコアが低下しているということがわかっています。つまり、学校での体育の授業や休み時間等で適度に体を動かした方が疲労感をある程度解消できているのです。

このように、特に日常的な運動量が少ない低学年に対する運動量の増加を図ることは、幼少期からの子どもの健やかな発育と大きく密接しており、体系的に運動の機会を創出する取組が求められています。

I 群 ねむけとだるさ

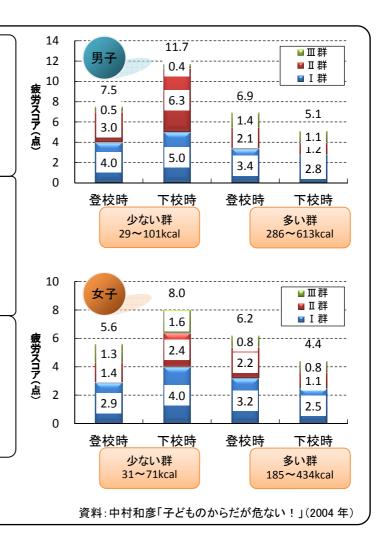
- 1. からだがだるいですか?
- 2. 足がだるいですか?
- 3. あくびがでますか?
- 4. 頭がボォーっとしますか?
- 5.ねむいですか?
- 6. 眼が疲れますか?
- 7. ねころびたいですか?

Ⅱ群 注意・集中の困難

- 8. いらいらしますか?
- 9. 気が散っておちつかないですか?
- 10. 何かをしても、すぐにあきますか?
- 11. することにまちがいが多いですか?
- 12. ちょっとしたことでも気にかかりますか?
- 13. きちんと、じっとしていられませんか?
- 14. やる気がなくなっていますか?

Ⅲ群 身体局所の違和感

- 15. 頭がいたいですか?
- 16. 息をするのが苦しいですか?
- 17. 口がかわいていますか?
- 18. 声がかすれますか?
- 19. 頭がくらくらしますか?
- 20. 手や足がふるえますか?
- 21. 気持ちが悪いですか?



2 スポーツと成人に関わる状況

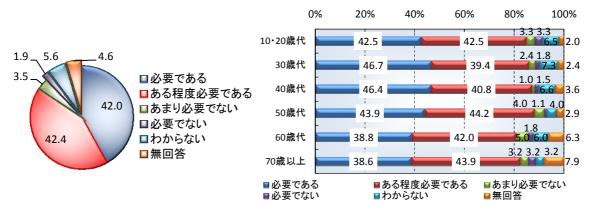
「市民アンケート」によると、8割以上の市民が、スポーツ活動が「必要である」あるいは「ある程度必要である」と回答しています。特に 40歳代以下において「必要である」と回答した人が多くなっています。

市全体の週1回以上のスポーツ実施率は45.7%であり、国の目標である「できるかぎり早期に、成人の週1回以上スポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目指す。」と比較して目標に達していません。

1年間に運動やスポーツを行った日数を年代別にみると、年齢が若くなるほど、実施日数が下がる傾向にあります。一方、60歳代の週1回以上のスポーツ実施率は半数近くに達しており、70歳以上では約6割に及んでいます。

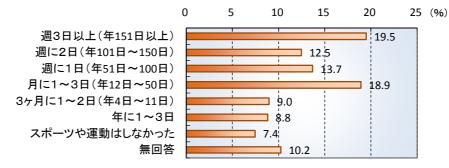
今後は、現在の60歳代以上の週1回以上のスポーツ実施率を継続していくとともに、 特に子育て・働き盛り世代のスポーツ実施に向けた施策を展開していく必要があります。

◆◇ 日頃からスポーツ活動全般の必要性 ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇ 1年間にしたスポーツの日数 ◇◆



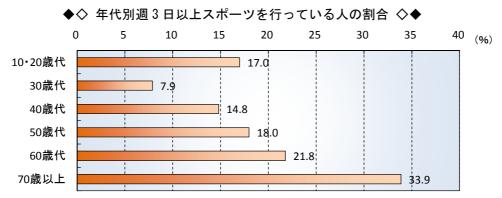
資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

3 スポーツと高齢者に関わる状況

現役を退いた高齢者は、社会的役割が減り自分自身の生きる目標を見出しにくくなることから、社会的な関わりが少なくなり家に引きこもりがちになりやすくなります。このような状況は高齢者の日常生活を非活動的にし、身体的生活機能のみならず、精神的及び社会的な生活機能をも低下させる大きな要因となります。

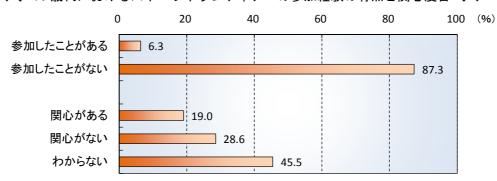
高齢者が身体活動量を増加させる方法として、日常生活の中であらゆる機会を通じて外出すること、ボランティアやサークルなどの地域活動を積極的に実施することがあげられます。その際、従来の町内会や伝統的な奉仕活動などの社会活動に加え、高齢社会に対応した新しい福祉活動(友愛訪問活動、福祉ボランティアなど)や知的・文化的な学習活動、趣味活動、スポーツ活動などを行うことも望まれます。

その上で、積極的な健康づくり行動としての体操、ウォーキング、軽スポーツなどの運動を定期的に実施することが求められます。実際に週3日以上運動をしている年代は70歳以上が最も高く、60歳代と続いています。このような身体活動を行うことによって、高齢者の生活の質を規定している日常生活動作能力(ADL)障がいの発生を予防し、いつまでも健康で明るい生活が送れるようになります。



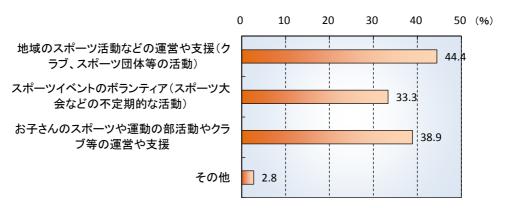
資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇ 70歳代におけるスポーツボランティアへの参加経験の有無と関心度合 ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇ 70歳代における関心のあるスポーツボランティア活動 ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

写真 イラストの挿入箇所

|4| スポーツと障がい者に関わる状況

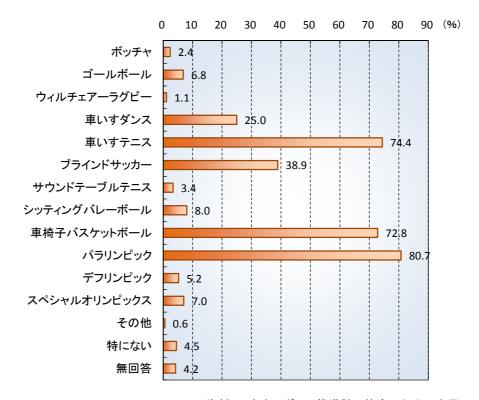
障がい者にスポーツを教えられる指導者の不足、障がい者スポーツを実施できる施設の不足は全国的な問題となっています。

障がいのある方にとってスポーツ活動は、機能回復や障がいの軽減、社会参加の促進だけでなく、自己の能力開発や、豊かな生活を送る上で大きな意義があり、健康な日常生活を送るためにも重要です。

そのような中、「市民アンケート」によると、障がい者スポーツ用語の中で、知っている、または聞いたことがあるのは、「車いすテニス」や「車椅子バスケットボール」など周知されているスポーツがある一方で、「ウィルチェアーラグビー」や「ボッチャ」など周知が不十分なスポーツもあります。また、競技大会でみると、「パラリンピック」は8割以上の人が聞いたことがあるのに対し、「デフリンピック」「スペシャルオリンピックス」は1割以下となり、パラリンピックの割合と比べて大きく低下しています。

障がい者スポーツを支え、発展させていくためにも、障がい者スポーツの活動内容を周知するとともに、身近な場所で障がいのある人もない人も共にスポーツに触れる機会を設けることや、市内スポーツ施設の利用を容易にするなどの環境整備が必要です。また、障がい者スポーツの指導者やボランティアの育成など、今後の障がい者スポーツを支える人材の育成も求められています。

◆◇ 知っている、または聞いたことがある障がい者スポーツの用語 ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

|5| 総合型地域スポーツクラブに関わる状況

現在、本市には3つの総合型地域スポーツクラブがあり、地域住民の身近なスポーツ活動の場として様々なスポーツ活動を展開しています。しかし、総合型地域スポーツクラブの加入状況をみると、加入している人は320人(平成27年3月31日現在)であり、加入者の確保が課題のひとつとなっています。

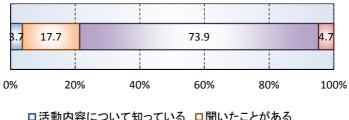
そのような中、「市民アンケート」によると、総合型地域スポーツクラブの認知度については74%の市民の方が「知らない」と答えており、今後は市広報紙等を活用した周知・啓発を行い、総合型地域スポーツクラブを知ってもらう取組が必要です。

また、総合型地域スポーツクラブに加入する条件として、 "時間的な余裕や通いやすさ"のほか多様なニーズがあり、今後の加入者の確保とクラブの充実を図る上で対応を検討していくことが求められます。

また、平成 25 年度に文部科学省が実施した「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、会員の確保や財源の確保、指導者や活動拠点(クラブハウス)の確保等が全国的なクラブの課題となっていることから、本市においても総合型地域スポーツクラブの育成・基盤強化をしていく上で、重要な課題として取り組む必要があります。

※総合型地域スポーツクラブ:地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブ。生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子どものスポーツ活動の場の提供、家族のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進などの効果も期待されている。

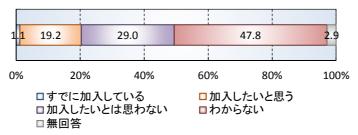
◆◇ 総合型地域スポーツクラブの認知度 ◇◆



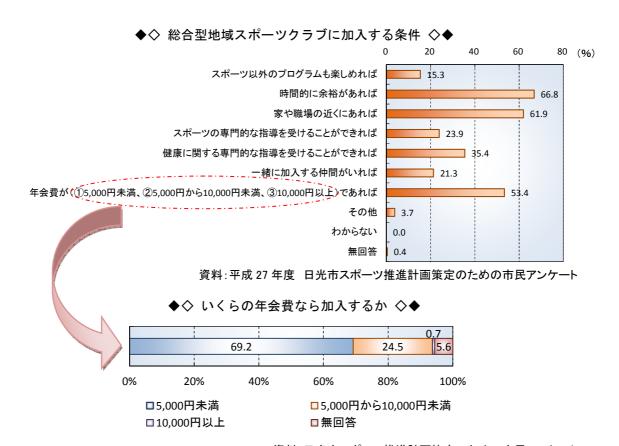
□活動内容について知っている □聞いたことがある □知らない □無回答

資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇ 総合型地域スポーツクラブの加入状況 ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

写真挿入箇所 総合型地域スポーツクラブ の写真等。

第4節 スポーツと施設に関わる状況

│1│ スポーツ施設等の立地状況

日光市には、合併前に整備されたスポーツ施設が合併後もそのまま引き継がれ、市内の広範囲に多くの施設が設置され、市民のスポーツ活動の場として利用されています。

しかし、「市民アンケート」の結果から、今後行いたいスポーツニーズは多様であり、それらに対応したスポーツ施設の機能の見直しを進めることも必要です。また、スポーツ施設の大半が30年以上前に建設された施設であり、今後の生産年齢人口の減少による市税の減少と、合併による特別措置制度の段階的な削減による交付金・市債収入の減少が見込まれる中、施設の機能充実と長寿命化を図りながら、適正な施設の維持管理・運営を行っていくことが求められています。

◆◇ 日光市の主なスポーツ施設 ◇◆ 西川運動場 、工芝サッカー場 川治運動場 藤原運動公園 丸山公園 日光運動公園 多目的広場、テニス スポーツ広場、ゴル フ場、テニスコー テニスコート、サッ コート カー場、野球場、プ ト、野球場 ール、スケートボー ド場 塩野室運動公園 野球場兼サッカー 場、テニスコート 霜降スケートセンタ-ゲートボール場、遊 具広場 清滝体育館 今市青少年スポーツセンター 細尾ドームリンク 陸上競技場、サッカー兼ホ ッケー場、人工芝競技場、 体育館、スケートリンク、 クロスカントリーコース、 宿泊棟 足尾中央グラウンド 今市運動公園 落合運動公園 足尾市民センター体育室 野球場、補助野球場 野球場、テニスコー サッカー場、運動広 ト、ゲートボール場、 場、ゲートボール場、 体育館、ミーティン 体育館 グルーム、遊具広場

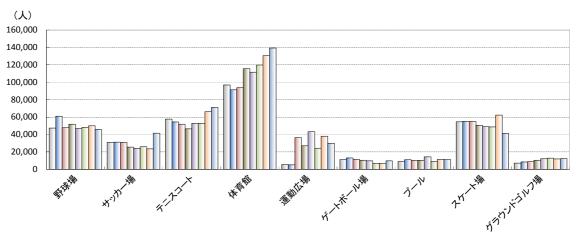
◆◇ 市内のスポーツ施設名称と施設内容 ◇◆

| | 施設名称 | 施 設 内 容 |
|------|--------------------|--|
| | 今市運動公園 | 野球場2、サッカー場、ゲートボール場4、運動広場、体育センター |
| | 丸山公園 | サッカー場、野球場、テニスコート8、運動広場、屋外プール、スケートボード場 |
| 今市 | 豊岡運動公園 | 野球場、テニスコート2、ゲートボール場2、体育館 |
| 今市地域 | 塩野室運動公園 | 野球場兼サッカー場、テニスコート2、ゲートボール場2 |
| | 落合運動公園 | 野球場、テニスコート2、ゲートボール場2、体育館 |
| | 大沢体育館 | 体育館、トレーニング室 |
| | 日光運動公園 | スポーツ広場(トラック、野球、サッカー)、テニスコート10、野球場、ゴルフ場 |
| В | 清滝体育館 | 体育館 |
| 日光地域 | 日光体育館 | 体育館、柔道場 |
| 域 | 細尾ドームリンク | アイスホッケーリンク |
| | 霧降スケートセンター (屋外) | 400m屋外リンク |
| | 藤原運動公園 | 多目的広場(野球、サッカー、その他)、テニスコート4 |
| | 藤原プール | 屋外プール |
| | 藤原運動場 | 多目的広場(野球)、ゲートボール場 |
| 藤原 | 川治運動場 | 運動場、テニスコート2 |
| 藤原地域 | 川治プール | 屋外プール |
| | 鬼怒川レジャー公園 | テニスコート6、ゲートボール場8 |
| | 下原運動場 | 野球場、弓道場(屋外) |
| | 中岩河川公園 | 多目的広場 |
| | 足尾原体育館 | 体育館 |
| 足 | 足尾中央グラウンド | 野球場、テニスコート、ゲートボール場 |
| 足尾地域 | 足尾向原テニスコート | テニスコート2 |
| 攻 | 足尾市民センター | 体育室 |
| | 足尾プール | 足尾プール直営屋外プール |
| 要 | 栗山運動場 | 多目的広場(陸上、サッカー) |
| 栗山地域 | 湯西川体験農業交流 センター | 体育館 |
| 攻 | 西川運動場 | サッカー |

|2| スポーツ施設等の利用状況

市内の各公共スポーツ施設の利用者数は、年によって増減はありますが、テニスコートの利用者数(約 70,000 人: H25 年度)や、体育館の利用者数(約 140,000 人: H25 年度)は増加傾向にあります。また、その他の施設について、大幅な利用者の減少はみられないものの、一定の利用者数で推移していることから、利用者数の拡大に向け検討していく必要があります。

◆◇ 施設利用者数 ◇◆



□18年度 □19年度 □20年度 □21年度 □22年度 □23年度 □24年度 □25年度

資料: 平成 26 年版 日光市統計書

写真挿入箇所

スポーツ施設で運動している様子の写真等。

|3| 学校施設開放の利用状況

学校施設開放事業として、小中学校の体育館等を、学校教育に支障のない範囲で市民のスポーツ利用などに開放しています。学校体育館の利用は平成19年以降一貫して減少し続けてきましたが、近年は約8,000件、約13万人前後の利用で推移しています。一方、ナイター施設は平成24年まで増加傾向がみられましたが、近年は500件台、14,000人前後の利用となっています。

公共施設の有効活用が求められる中で、学校施設の利用は市民にとってスポーツを 行う大切な環境となります。市民にとって、より使いやすい環境の提供を今後も図っ ていく必要があります。

◆◇ 開放学校体育館 利用状況 ◇◆



◆◇ 開放学校ナイター施設 利用状況 ◇◆



|4| 施設の整備・充実に対するニーズ

「市民アンケート」の結果をみると、公共スポーツ施設を「よく利用している」人は 4.8%となり、「たまに利用している」人と「あまり利用していない」人を合わせると 33.6%の人が利用しており、6割以上の人が全く利用していない結果となっています。

◆◇ 日光市の公共スポーツ施設をよく利用しているか ◇◆

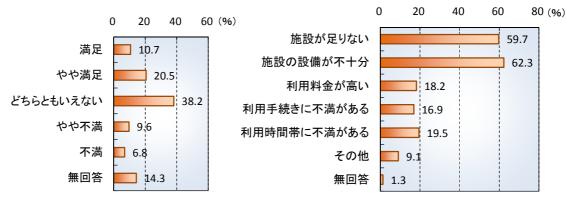


資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

また、利用者の満足度をみると、満足している人の割合は、不満な人の割合を上回っています。一方で、不満の理由は、施設やその設備が足りていないという回答が最も多く、公共スポーツに対して望むことをみても、「身近で利用できるよう、施設数の増加」が3割超で最も多く(次ページの上図)、利用者の増加と相まって、アンケート調査で「不満」として出てきているとみられます。今後さらなる利用者数の増加を図る上でも、スポーツ環境の整備・充実が課題となっています。

◆◇ 公共スポーツ施設の満足度 ◇◆

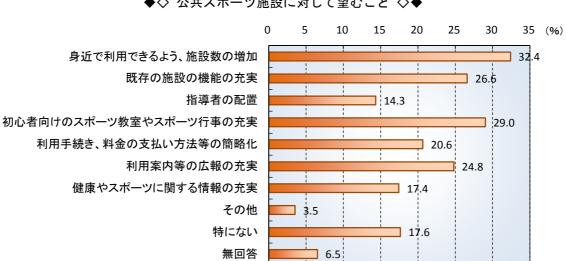
◆◇ 公共スポーツ施設の不満な点 ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

|5| スポーツ環境施策に対する要望

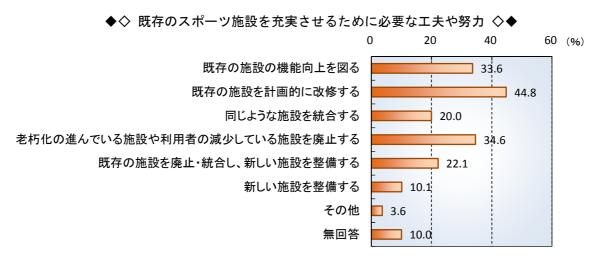
市民が求めるスポーツ環境の充実に向け市が取り組むべき施策として、「初心者向 けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」や「既存の施設の機能の充実」の割合も高 くなっています。



◆◇ 公共スポーツ施設に対して望むこと ◇◆

資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

その他、「市民アンケート」によると、今後の市の財源の減少と、スポーツ施設の 維持管理に係る費用の増加が見込まれる中において、既存のスポーツ施設を充実させ るために、「既存の施設を計画的に改修する」や「老朽化の進んでいる施設や利用者 の減少している施設を廃止する」、「既存の施設の機能向上を図る」などの工夫や努 力が求められています。



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

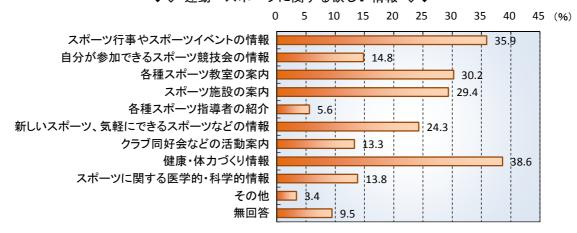
第5節 スポーツと情報に関わる状況

市民にとって、運動・スポーツをする目的は、「健康・体力づくりのため」や、「楽しみや、気晴らしとして」という回答が多くなっています(P33 上図)。そのような市民の健康につながる運動やスポーツについて、市民が欲しいと思う情報は、「健康・体力づくり情報」が 38.6%で最も多く、「スポーツ行事やスポーツイベントの情報」「各種スポーツ教室の案内」と続いています。

また、そのような情報を得る手段としては、「市の広報」が 68.4%で最も多く、「自治会の回覧」「インターネット(携帯電話を含む)」と続いていることから、スポーツ実施率を上げる上で、これまでの紙媒体に加え、インターネットによる情報発信を充実することも有効であると考えられます。

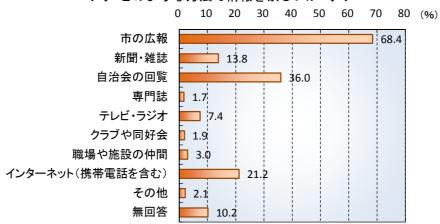
スポーツに関する情報はスポーツへの興味・関心を高めるとともに、スポーツを楽しむためのきっかけのひとつとなります。そのため、スポーツに関する情報の質と量を充実させるとともに、ホームページや地元メディアの活用など、多様な手段で情報を提供することが求められます。

◆◇ 運動・スポーツに関する欲しい情報 ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇ どのような方法で情報を欲しいか ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

第3章「する」「観る」「支える」からみる現状と課題

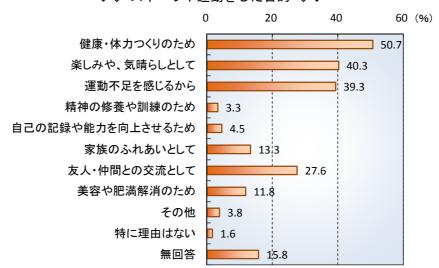
第1節 「する」スポーツの現状と課題

「市民アンケート」によると、運動・スポーツを行う目的としては、「健康・体力づくりのため」(50.7%)、次いで「楽しみや、気晴らしとして」(40.3%)の順に多くなっており、健康・体力つくりや日常の楽しみが主な目的となっています。

また、1 年間に行った運動やスポーツで回答が多かった種目は、散歩やウォーキング、ラジオ体操、ストレッチなどであり、身近な場所で気軽に行える種目、健康・体力づくりに適した種目が上位となっています。

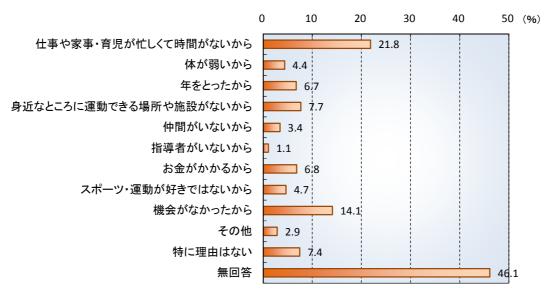
一方で、この 1 年間にスポーツや運動を全くしなかった人 (7.4%) もおり、日常生活の中でスポーツや運動ができる場所や機会をつくることが課題となっています。現在行っているスポーツや運動と将来行いたい運動を比較すると、「散歩」や「ウォーキング」などは、割合は減少するものの引き続きニーズが高いスポーツとみられます。一方、現在行っている人は少なくても、将来行いたいと考えている人が多い「ヨガ」や「水泳」、「テニス」、「ピラティス」などは新たなスポーツニーズとして捉えていく必要があります。

◆◇ スポーツや運動をした目的 ◇◆



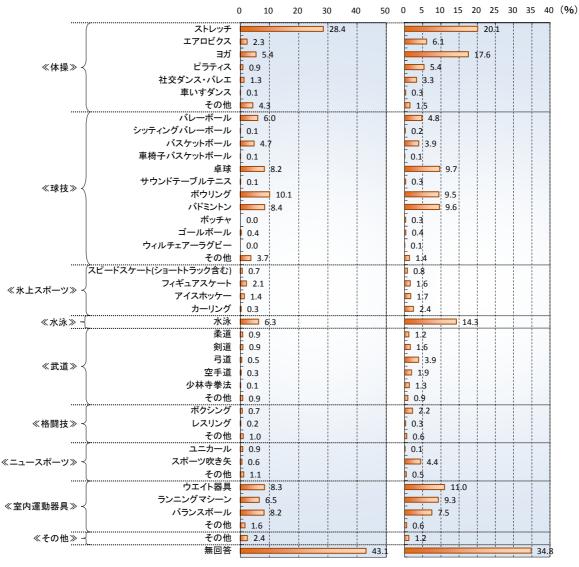
資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇ スポーツや運動をしなかった理由(再掲) ◇◆



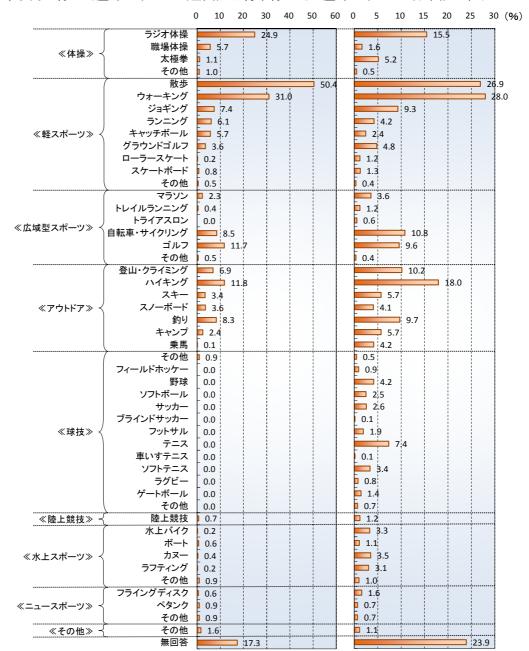
資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇ 1年以内に行った屋内スポーツ(左図)と将来行いたい屋内スポーツ(右図) ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇ 1年以内に行った屋外スポーツ(左図)と将来行いたい屋外スポーツ(右図) ◇◆



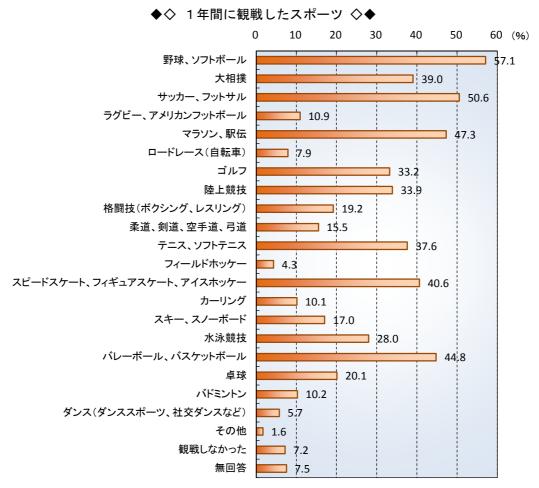
資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

第2節 「観る」スポーツの現状と課題

この1年間に競技場・体育館・沿道などでのスポーツ観戦や、テレビ・ラジオでスポーツ観戦をした競技は、「野球、ソフトボール」が57.1%で最も多く、次いで「サッカー、フットサル」が50.6%となっています。

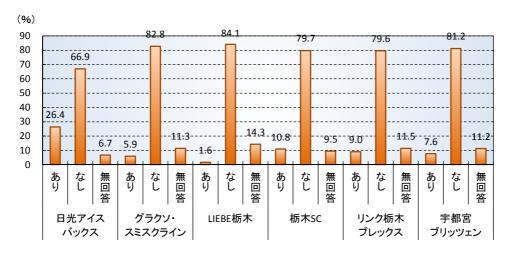
その中で、栃木県内のプロスポーツ及び日光市内のトップスポーツ団体の試合観戦経験では、全てのスポーツで観戦経験は「ない」が上回っています。市内や県内に在籍するトップスポーツを市民がいかに気軽に観ることができる環境をつくるかが課題となっています。

また、スポーツを観戦した結果、「感動した」と感じた人が最も多く、「気分転換ができた・ストレスが解消した」と感じた人や「次回も観戦したいと思った」人も多くなっています。そのため、様々なスポーツの観戦機会の提供を図るとともに、スポーツを観ることで得られるメリットを想定した取組や周知が求められています。



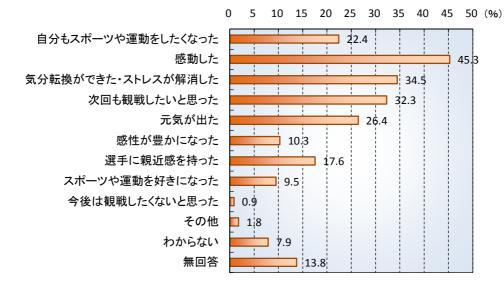
資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇栃木県内・日光市内のプロ・トップスポーツなどで観戦経験のあるチーム ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇ スポーツを観戦して感じたこと ◇◆



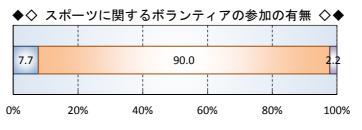
資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

第3節 「支える」スポーツの現状と課題

近年、これまでの「するスポーツ」と「観るスポーツ」に加え「支えるスポーツ」 という新しい考え方が注目されています。これは「スポーツボランティア」など、地 域のスポーツ活動の支援からスポーツイベントの運営までその活動は様々です。

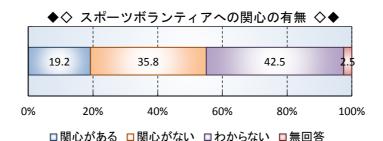
「市民アンケート」によると、本市においてこの1年間にスポーツに関するボランティア活動を行った人は7.7%とわずかであり、関心がある人は19.2%となっています。関心がある分野として、「スポーツイベントのボランティア」が最も多く、「地域のスポーツ活動などの運営や支援」と続いています。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催に向け全国的にスポーツボランティアに対する理解や気運が高まる中、スポーツへの関わり方のひとつである「スポーツボランティア」が広く普及・浸透することにより、一人ひとりのスポーツライフが豊かになることが期待されます。本市においても、市民スポーツを支える上で、計画的・長期的にスポーツボランティアを育成していくことが課題といえます。



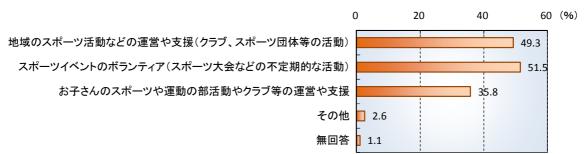
□参加したことがある □参加したことがない □無回答

資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

◆◇ どのようなスポーツボランティアに関心があるか ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

第4章 本計画の基本理念

■基本理念

「スポーツは、世界共通の人類の文化である」

スポーツ基本法の前文はこの言葉からはじまり、次に「スポーツを通じて幸福 で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と明記されています。

日光市においても、「スポーツに親しみ、心身ともに健康で元気なまちをつくります」を市民憲章のひとつに掲げ、まちづくりを進めてきました。

このことを踏まえ、市民の誰もがスポーツを楽しみ、スポーツの力による効果 を享受することで、活力あるまちづくりの実現に向けて、次のとおり定めます。

「スポーツの力で スポーツで未来へ」

~ "だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも"スポーツを親しみ、 スポーツの力で未来を創造するまち~

■本計画における基本目標

基本目標(数値目標)

指標:週1回以上スポーツを実施する成人の割合(スポーツ実施率) 平成27年度(実績) 45.7% ⇒ 平成37年度 65%

市民が生涯にわたってスポーツを楽しむには、「する」スポーツはもとより、「観る」スポーツや「支える」スポーツなど、一人ひとりのスポーツとの関わり方を広げスポーツに携わっていくことが重要です。

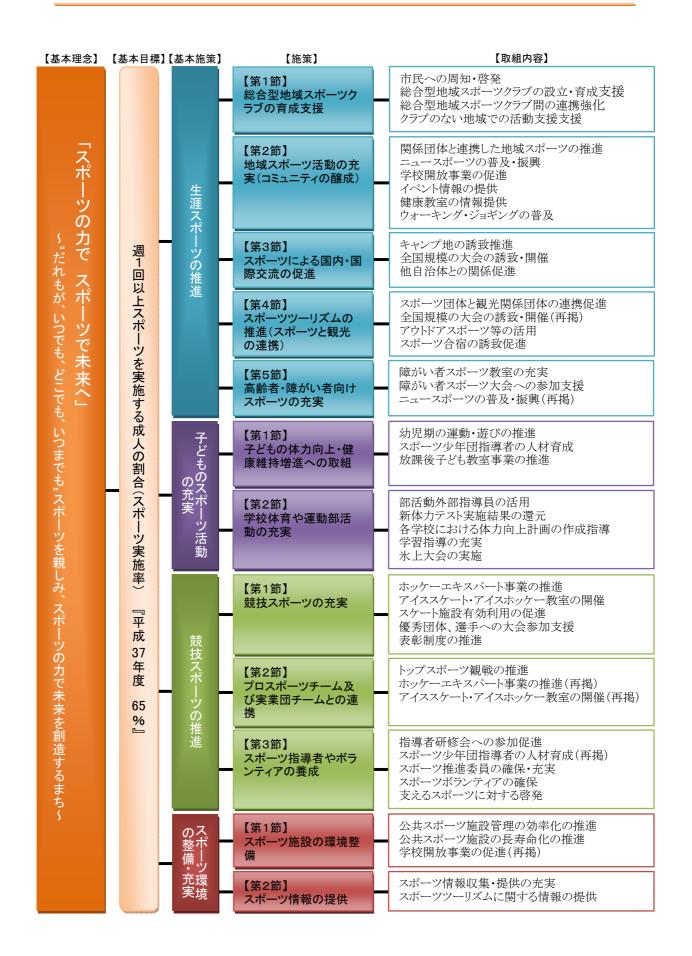
本計画では、「スポーツの力で スポーツで未来へ」の基本理念のもと、国・県、市の関連する計画との整合を図るとともに、市民アンケート調査やスポーツ 関係団体などの意見からみえた、「するスポーツ」、「観るスポーツ」、「支えるスポーツ」、「スポーツ施設」、「スポーツに関する情報」の 5 つの現状と課題を踏まえ、週1回以上スポーツを実施する成人の割合 65%達成を目指し、次の4 つの基本目標を定め計画を推進していきます。

本計画の基本目標

〇生涯スポーツの推進 〇子どものスポーツ活動の充実

〇競技スポーツの推進 〇スポーツ環境の整備・充実

第5章 計画の施策体系



第2部 スポーツの推進

第1章 生涯スポーツの推進

第2章 子どものスポーツ活動の充実

第3章 競技スポーツの推進

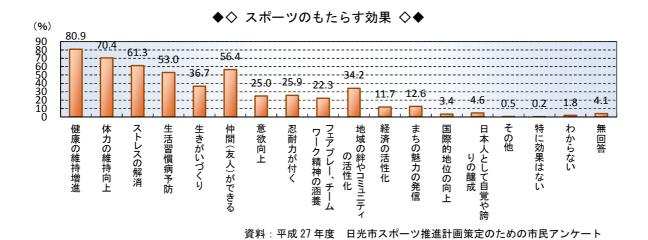
第4章 スポーツ環境の整備・充実

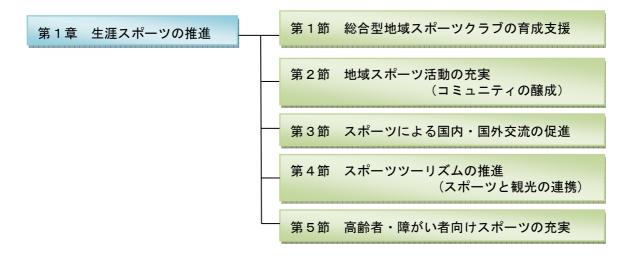
第1章 生涯スポーツの推進

「市民アンケート」によると、スポーツがもたらす効果として「健康の維持増進」「体力の維持向上」「ストレスの解消」「仲間(友人)ができる」の回答が多くなっています。このように、スポーツは技能の向上のほか、健康づくり、仲間づくり、精神の鍛練など、幅広い効果が期待されています。

生涯を通じて健康で明るく活力に満ちた生活を送るためには、そのようなスポーツ活動に親しむ環境を整えることが重要です。そのためには、高齢者や障がい者を含め、市民の誰もがそれぞれのライフステージや体力、目的に応じてスポーツ活動を実践できる場や機会を設ける必要があります。また、学生から社会人への転換期など、各ライフステージにおけるスポーツ離れを防止することも重要です。

そこで、多様化する市民のニーズを踏まえ、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」、スポーツを楽しむことができる環境の構築を推進していきます。





■数値目標

| 指標 | 現状 | 目標 (H32) |
|-----------------------|-----------------|-----------|
| 総合型地域スポーツクラブ会員の確保 | 320 人(H26) | 500 人 |
| 学校開放事業の利用促進(年間利用人数の増) | 144, 333 人(H26) | 150,000 人 |

第1節 総合型地域スポーツクラブの育成支援

各ライフステージにおける「転換期」の部分にあたる、"学生から社会人へ移行する時期"、"時間的なゆとりができる仕事を退職した時期"などにおいて、切れ目のないスポーツ活動を行うことは、その後のスポーツライフの充実や健康増進、体力の向上に向けて大きな意義があります。そのため、市民の誰もがいつでも身近にスポーツ活動ができる、総合型地域スポーツクラブへの加入や利用の促進に努めます。

しかし、総合型地域スポーツクラブに対する市民の認知度は依然として低い状況であり、クラブへの加入へとつながっていない状況です。そのため、市広報紙やホームページを活用し、総合型地域スポーツクラブの周知を図り、クラブへの加入促進につなげていきます。また、現在活動中の総合型スポーツクラブ間の連携体制の構築に努め、クラブの充実と基盤強化を図るとともに、総合型地域スポーツクラブを運営する人材の育成強化に努めます。

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|------------------------------|---|---------|
| 市民への周知・ 啓発 | 総合型地域スポーツクラブの意義や理念について、市民への周知を図り、普及・啓発に努めます。 | スポーツ振興課 |
| 総合型地域スポ ーツクラブの設 立・育成支援 | とちぎ広域スポーツセンターと連携し、総合型地域スポーツクラブの設立・人材やクラブの育成に努めます。 | スポーツ振興課 |
| 総合型地域スポ ーツクラブ間の 連携強化 | 総合型地域スポーツクラブ間の連携を強化し、クラブ活動の充 実と基盤強化を図ります。 | スポーツ振興課 |
| クラブのない地 域での活動支援 | 既存のスポーツクラブの協力を得て、総合型地域スポーツクラブの設置されていない地域での活動を支援し、市内全域でのスポーツ活動を推進していきます。 | スポーツ振興課 |

第2節 地域スポーツ活動の充実(コミュニティの醸成)

スポーツを行うことで、体力の維持や健康増進などの効果が期待できます。また、スポーツは家族、友人、仲間といった人とのつながり、さらには地域と地域のつながりを深めます。そのため、地域でのスポーツ活動を通じ、「楽しみ」、「競い」、「支えあい」、「感動」を共有することで、スポーツに取り組む市民相互の一体感の醸成に努めます。

地域におけるスポーツ活動を充実させ、スポーツを通して活発な地域コミュニティ を形成する環境整備を進めていきます。

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|----------------------------|--|-------------|
| 関係団体と連携 した地域スポー ツの推進 | 体育協会やスポーツ推進員をはじめ、関係団体と連携しスポーツ活動を推進していきます。 | スポーツ振興課 |
| ニュースポーツ の普及・振興 | 誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及・振興を図っていきます。 | スポーツ振興課 |
| 学校開放事業の 促進 | 地域住民の身近なスポーツ活動の場として、市立小中学校体 育施設の開放を促進します。 | スポーツ振興課 |
| イベント情報の 提供 | 市民の多様なスポーツニーズに応えるため、スポーツイベントに 関する情報をホームページなどの各種媒体を通じて提供することで、スポーツをする・観る・支えるなど様々な場で参加できるように取り組みます。 | スポーツ振興課 |
| 健康教室の情報 提供 | 身体機能が維持できるように、日常生活の中で気軽に体を動か すことができる取組を周知するとともに、健康教室の開催によ り、身体を動かすことのできる機会を提供します。 | 健康課 |
| ウォーキング・ジ ョギングの普及 | 気軽に取り組める、ウォーキング、ジョギングの普及・啓発に努めます。 | スポーツ振興課 健康課 |

第3節 スポーツによる国内・国際交流の促進

現在本市では、全国各地から参加者を迎え交流を図る「日光杉並木マラソン大会」、「全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会」など全国規模の大会を継続して開催しています。また、観光友好都市である韓国慶州市と台湾台南市でマラソンを通じた交流も行っています。

さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックや事前キャンプ地誘致は、世界のトップアスリートの活躍を間近にみることで、次代を担う子どもたちに夢や感動を与えるとともに、世界の人々とのふれあいや異文化交流を進める絶好の機会となり、スポーツによる国内外の交流を通して豊かな心を育みます。

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|-------------------|--|---------------------------|
| キャンプ地の誘 致推進 | 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向け、都心からのアクセスの良さや、恵まれたトレーニング環境をPRし、キャンプ地の誘致を推進します。 | スポーツ振興課 総合政策課 観光振興課 |
| 全国規模の大会 の誘致・開催 | 全国規模の大会の誘致・開催を積極的に推進し、その大会を目的とした、交流人口の拡大を目指します。 | スポーツ振興課 |
| 他自治体との関 係促進 | 姉妹都市や友好都市との市民参加型スポーツイベント、全国規模・国際的なスポーツ大会を開催・誘致し、国際・国内交流を促進します。 | スポーツ振興課 |

第4節 スポーツツーリズムの推進(スポーツと観光の連携)

本市は、「日光国立公園」をはじめとする豊かな自然環境、国際的に認知度の高い「世界遺産 日光の社寺」、併せて温泉宿泊施設による高い収容能力とともに首都圏からの鉄道と高速道路によるアクセスにも恵まれている「自然と観光の宝庫」です。本市では関係団体などと連携し、このような恵まれた立地条件や観光資源とスポーツが持つ「人を動かす力」を結び付け、参加交流型イベントの継続実施、全国規模の大会などの誘致・開催のほか、アウトドアスポーツ等の活用、スポーツ合宿の誘致等スポーツツーリズムを推進します。これらにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指していきます。

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|----------------------------|--|---------------------------|
| スポーツ団体と 観光関係団体の 連携促進 | スポーツ団体及び観光関連団体等と連携し、本市の自然や環境などの観光資源を結び付け、参加交流型のスポーツ大会やイベントを開催し、市民や市外の方が様々な形でスポーツに触れることができる機会を提供していきます。 | スポーツ振興課観光振興課 |
| 全国規模の大会 の誘致・開催 (再掲) | 全国規模の大会の誘致・開催を積極的に推進し、その大会を目的とした、交流人口の拡大を目指します。 | スポーツ振興課 |
| アウトドアスポー ツ等の活用 | 恵まれた自然環境や、本市の地理的特性を活かしたアウトドア スポーツをはじめとする様々なスポーツを活用していきます。 | スポーツ振興課 観光交流課 観光振興課 |
| スポーツ合宿の 誘致促進 | 本市のスポーツに適した風土を活用し誘客を図るため、スポーツ合宿の誘致を促進します。 | スポーツ振興課 観光振興課 |

第5節 高齢者・障がい者向けスポーツの充実

健康づくりや体力の維持のためにスポーツに励む、また、スポーツを通じたコミュニケーションを楽しむ高齢者が増加しています。こうした高齢者のスポーツ活動をさらに促進させるために、高齢者がそれぞれの身体能力に応じて、気軽に始めることができるニュースポーツを推進していきます。

一方、スポーツ基本法では、障がい者のスポーツについて、「障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」としています。障がい者が、リハビリとしてだけでなく、余暇活動としてスポーツ活動を行えるような環境を整えるとともに、運動することの楽しさやすばらしさを感じる機会を提供します。また、障がい者スポーツを支え、発展させていくため、障がい者スポーツへの理解や社会的認知度の向上のための意識啓発に取り組みます。

■取組内容

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|---------------------------|--|---------|
| 障がい者スポー ツ教室の充実 | 障がいのある人がスポーツを通じて交流する教室を毎年度実施します。また、栃木県スポーツ協会と連携し、スポーツに親しめるよう内容を充実するとともに、積極的な参加を呼びかけます。 | 生活福祉課 |
| 障がい者スポーツ大会への参加支援 | 栃木県主催の障がい者スポーツ大会への参加を支援します。また、市民の障がい者スポーツに対する理解を深めるために、大会の広報を行います。 | 生活福祉課 |
| ニュースポーツ の普及・振興 (再掲) | 子どもから高齢者まで気軽に楽しめるニュースポーツの普及・ 振興を図っていきます。 | スポーツ振興課 |

写真挿入箇所

高齢者のスポーツ活動の 写真等。

第2章 子どものスポーツ活動の充実

心身ともに健康で、生涯にわたり豊かなスポーツライフの基礎を培うためには、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見し、進んで体を動かすようになることが重要です。中学生は特に、生徒数の減少等により、生徒のニーズに合った運動部活動ができないなど解決しなければならない課題があります。

また、小学校では児童のスポーツへの参加機会は、スポーツ少年団や育成会が中心であり、スポーツをする子ども・しない子どもの二極化が進行しつつあります。

そこで、児童生徒の体力向上と運動部活動を重要な課題として捉え、学校・家庭・ 地域が連携を深め、子どもが主体的に外遊びやスポーツに親しむ中で、体力や意欲、 気力を高め、ねばり強く頑張る子どもの育成を目指します。

第2章 子どものスポーツ活動の充実

第1節 子どもの体力向上・健康維持増進への取組

第2節 学校体育や運動部活動の充実

■数値目標

| 指標 | 現状 | 目標 (H32) |
|------------------|-----------|----------|
| 中学校部活動の外部指導者派遣人数 | 5 人 (H27) | 10 人 |

写真挿入箇所 子どものスポーツ活動 の写真等。

第1節 子どもの体力向上・健康維持増進への取組

児童生徒の体力・運動能力は低下傾向にあります。その原因として、異なる年齢層による外遊びの減少やスポーツの重要性の軽視、生活の便利性の向上など生活全体の変化、睡眠時間の減少、食生活の乱れ等が考えられます。体力の向上は健康の保持増進につながることから、児童生徒が自らの体力向上に関心を示すよう新体力テストの実施と分析を行うとともに、食育を含む望ましいライフスタイルの構築が求められています。

そのためには、日頃から運動やスポーツを行い、各種の運動を発達の段階に応じ適切に行わせることによって、活力ある生活を支え、逞しく生きるための体力の向上を図ることが重要です。特に、就学前の幼児と小学生には、体を動かす楽しさを豊富に体験させながら、様々な体の基本的な動きを培うことができるよう、指導内容の改善と充実を図ります。

また、部活動やスポーツ少年団で活動していない子どもたちは、学校の授業以外ではあまり体を動かす機会が少ないため、身体を動かす楽しさや、いつでも気軽にできる体の動かし方を啓発していく必要があります。

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|-------------------------|--|---------|
| 幼児期の運動・ 遊びの推進 | 文部科学省が推進する「幼児期運動指針」に基づいた、幼児期における、毎日60分以上の運動・遊びを行う必要性について、家庭や関係団体に対し、周知・啓発を実施します。 | スポーツ振興課 |
| スポーツ少年団 指導者の人材育 成 | スポーツ少年団で指導を行う、地域指導者を対象とした研修を引き続き実施します。 | スポーツ振興課 |
| 放課後子ども教 室事業の推進 | 小学校の余裕教室等を活用し、児童を対象とした放課後子ども 教室を設置し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流 活動等を実施します。 | 子育て支援課 |

第2節 学校体育や運動部活動の充実

児童生徒の頃に運動をしていた人は、大人になってもスポーツをしている人が多い傾向にあります。そのため、児童生徒の発達の段階を考慮しながら、運動やスポーツの楽しさを体験させるとともに、体力・運動能力の向上に寄与するために、教科「体育」「保健体育」の授業をはじめ、体育的行事(運動会等の学校行事)などを通して、特色ある実践が行われています。

一方で、児童生徒一人ひとりが積極的に運動やスポーツに親しめるように、運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことができる学習や、学習したことを実生活、実社会において活かすことのできる学習内容の工夫が必要です。また、全ての児童生徒に、基礎的な体力や運動能力の向上に必要な知識や技能に係る情報を提供するとともに、家庭・地域と連携し体力の向上に努めることが重要です。

中学校における運動部活動は、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、仲間や 指導者との密接なふれあいを通して豊かな人間性を育むとともに、生徒の自己実現の 場として大きな意義を有する活動です。生徒の発達段階を踏まえ、一人ひとりの興 味・関心・能力・適正に応じた適切な指導を行うほか、生徒が「目標」を持って運動 を行うための指導を行います。

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|----------------------------|--|-------|
| 部活動外部指導 員の活用 | 部活動の活性化を目指して、地域人材等を部活動外部指導員として活用するとともに、学校支援地域本部事業の活用化を図ります。学校のニーズを把握しながら、指導員の派遣人数や派遣回数などを調整し、外部指導員による指導の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 新体力テスト実 施結果の還元 | 新体力テストの分析結果を各生徒や児童に戻し、個人の課題が今後の活動の目標になるよう図っていきます。 | 学校教育課 |
| 各学校における 体力向上計画の 作成指導 | 新体力テストの結果や児童生徒の実態を踏まえた、体力向上 計画の作成及び計画の実践に対し、学校訪問を通して、指導・ 助言を行います。 | 学校教育課 |
| 学習指導の充実 | 運動好きとなる子どもを育てる学習指導の工夫がなされるよう、 授業について指導・助言を行います。 | 学校教育課 |
| 氷上大会の実施 | 市内小学生を対象に、氷上大会を実施し、特色ある地域スポーツの推進と、冬期間のスポーツ活動を推進します。 | 学校教育課 |

第3章 競技スポーツの推進

本市では、競技スポーツを推進していくため、関係団体と連携しジュニア期からトップスポーツに触れる機会を創出することで、スポーツ人口の拡大を目指します。また、市民に対し、本市をホームタウンとするプロスポーツや実業団チームの試合を積極的に PR し、試合の観戦による夢や感動の共有とスポーツへの関心を高めていきます。一方、スポーツ少年団をはじめ、各種競技スポーツを指導する指導者については、共通の理念に基づき指導にあたるよう、指導者の育成に取り組むとともに、競技スポーツを支えるボランティアの養成にも努めていきます。

第3章 競技スポーツの推進

第1節 競技スポーツの充実

第2節 プロスポーツチーム及び実業団チームと の連携

第3節 スポーツ指導者やボランティアの養成

■数値目標

| 指標 | 現状 | 目標 (H32) |
|---------------------|--------------|----------|
| ホームタウンチームの試合観戦機会の促進 | 28.03% (観戦率) | 40% |

第1節 競技スポーツの充実

本市はアイスホッケープロチームやトップリーグに参戦しているフィールドホッケーチームなどのホームタウンとなっています。このようなトップクラスのスポーツに触れることにより、市民のスポーツへの興味を高めるとともに、スポーツ関係団体と連携し競技力向上に向けた体制の充実を図ります。

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|------------------------------|--|---------|
| ホッケーエキス パート事業の推 進 | ホッケーエキスパート事業により、スポーツ少年団、市内中学 校、高校に元オリンピック選手を派遣し、競技水準の向上や競技 人口の拡大を図っています。 | スポーツ振興課 |
| アイススケート・ アイスホッケー 教室の開催 | 日本唯一のプロアイスホッケーチームであるH.C.栃木日光アイス バックスと連携したスケート・アイスホッケー教室を開催していま す。 | スポーツ振興課 |
| スケート施設有 効利用の促進 | 市内スケート施設の無料利用券を中学生以下の子どもたちに配 布し、スケートに親しめる環境の向上を図っていきます。 | スポーツ振興課 |
| 優秀団体、選手 への大会参加 支援 | 全国大会、国際大会へ出場する団体、選手に対し激励金として大会参加を支援します。 | スポーツ振興課 |
| 表彰制度の推 進 | 競技スポーツ大会で優秀な成績を収めた団体・選手に対し表彰 を実施していきます。 | スポーツ振興課 |

第2節 プロスポーツチーム及び実業団チームとの連携

本市には、競技スポーツのトップレベルであるアイスホッケー「アジアリーグ」、フィールドホッケー「男子日本リーグ」「女子日本リーグ」で活躍する3つのチーム(H. C. 栃木アイスバックス、LIEBE 栃木、グラクソ・スミスクライン女子ホッケー)があります。こうした、ホームタウンで活躍するチーム・選手の試合を競技場で観戦することにより、地域の活力や感動を享受するとともに、スポーツ人口の拡大が期待できます。今後も、プロ・トップスポーツチームなどとの連携を通じて、観戦の機会の拡大や世界の舞台で活躍したトップアスリートの技術や人間的な魅力を、地域のスポーツ推進に還元できる仕組みを構築していきます。







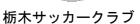
H. C. 栃木日光アイスバック

グラクソ・ スミスクライン女子ホッケー

LIEBE 栃木

また、県内には栃木サッカークラブ、リンク栃木ブレックス、宇都宮ブリッツェンなど、様々なトップスポーツに触れる機会が充実しています。





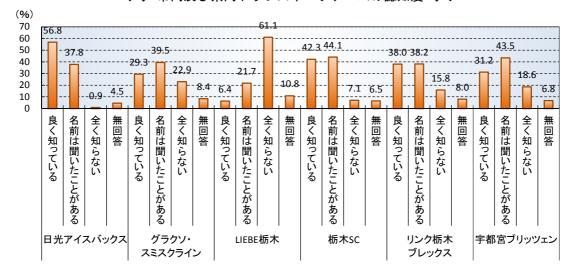


リンク栃木ブレックス



宇都宮ブリッツェン

◆◇ 市内及び県内トップスポーツチームの認知度 ◇◆



資料:日光市スポーツ推進計画策定のための市民アンケート

■取組内容

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|--------------------------------------|--|---------|
| トップスポーツ観 戦の推進 | 本市で開催されるトップスポーツの大会について、市ホームページ等を活用し積極的に PR していきます。 | スポーツ振興課 |
| ホッケーエキス パート事業の推 進 (再掲) | ホッケーエキスパート事業により、スポーツ少年団、市内中学 校、高校に元オリンピック選手を派遣し、競技水準の向上や競 技人口の拡大を図っています。 | スポーツ振興課 |
| アイススケート・ アイスホッケー 教室の開催 (再掲) | 日本唯一のプロアイスホッケーチームである H.C.栃木日光アイスバックスと連携したスケート・アイスホッケー教室を開催しています。 | スポーツ振興課 |

写真挿入箇所 スポーツ教室の写真等

第3節 スポーツ指導者やボランティアの養成

スポーツ活動を支える指導者の、専門知識の習得のための支援や、スポーツボランティアなどの育成・支援、組織間の連携の促進などにより、多様なスポーツ活動へのニーズに対応し、市民の主体的なスポーツ活動を支える人材の育成や、体制の整備に取り組んでいます。

しかし、スポーツ少年団や学校部活動において、専門的知識を有した指導者の確保 が難しい状況となっていることや、スポーツを支えるボランティアについても、今後 の本市のスポーツの推進を進めていく上で、多くの人材の確保に努める必要があります。

今後、スポーツを支える活動の普及・啓発を図るとともに、「スポーツを支える人材」の計画的な育成・支援に取り組みます。

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|------------------------------|---|---------|
| 指導者研修会へ の参加促進 | 各種競技団体の競技力向上や指導者の養成・資質向上を図るため、スポーツ関係団体が主催する、高いレベルの指導者研修会等の情報提供等を通じ、研修会への参加を促進します。 | スポーツ振興課 |
| スポーツ少年団 指導者の人材育 成 (再掲) | スポーツ少年団で指導を行う、地域指導者を対象とした研修を引き続き実施します。 | スポーツ振興課 |
| スポーツ推進委員の確保・充実 | スポーツ推進委員は、地域スポーツ振興の推進役であり、行政と市民のパイプ役として期待されています。多くの熱意と能力のある指導者を確保するとともに、その資質向上のため研修機会の充実を図っていきます。 | スポーツ振興課 |
| スポーツボラン ティアの確保 | スポーツ活動の運営や補助に携わるスポーツボランティアの確保に努めます。 | スポーツ振興課 |
| 支えるスポーツ に対する啓発 | 市広報紙等を通し、支えるスポーツに対する啓発を図り、スポー ツを支える人材の育成に努めます。 | スポーツ振興課 |

第4章 スポーツ環境の整備・充実

市民の誰もが生涯にわたりスポーツ活動を行っていくためには、スポーツ環境の整備・充実が求められています。そのため、身近で誰もが利用できる公共スポーツ施設の果たす役割は益々大きくなっています。

現在、本市には市内全域にわたり、多くのスポーツ施設が存在し、市民の健康の保持・増進のためのスポーツ活動の場として、また地域コミュニティの場として利用されています。しかし、スポーツ施設の大半が 30 年以上前に建設された施設であるため、これらの維持管理費については年々増加傾向にあります。

平成 27 年 8 月、本市では公共施設の現状と課題を踏まえ、今後の少子高齢化の進展に伴う人口減少とそれに伴う財政状況の見通しから、 "将来を担う次世代の負担を減らす適正な公共施設"を目指し、公共施設の有効活用と改善に向けた取組を行うため、「日光市公共施設マネジメント計画」を策定しました。

≪公共施設(ハコモノ)に係る基本方針≫

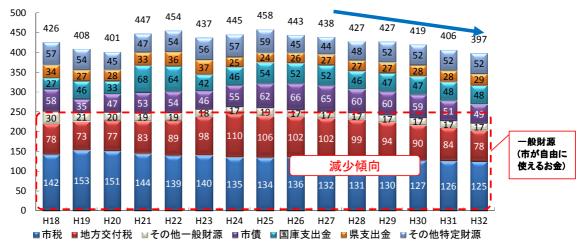
方針1:コストを圧縮する(施設の配置・機能を最適化し経営を効率化する)

方針2:ハコモノを減らす(将来の人口減少を見据えて、施設量を適正規模に見直す)

方針3:サービスの最適化を図る(機能重視への転換によりサービスの質を図る)

(日光市公共施設マネジメント計画)

◆◇ 歳入のこれまでの推移と今後の見込み(単位:百万円) ◇◆



資料:公共施設マネジメント計画

第4章 スポーツ環境の整備・充実

第1節 スポーツ施設の環境整備

第2節 スポーツ情報の提供

■数値目標

| 指標 | 現状 | 目標 (H32) |
|--------------|----------------|-----------|
| スポーツ施設年間利用者数 | 492,284 人(H26) | 514,000 人 |

今後、本市の公共スポーツ施設の整備・充実を図るには、市民のニーズや利用状況、施設の老朽化等について多角的な検証を行い進めていく必要があります。そのため、日光市公共施設マネジメント計画との整合性を図るとともに、次に示す考え方を基本として、既存施設の長寿命化を図りながら、市民の誰もが身近にスポーツに触れることができる環境の整備・充実に取り組みます。

~ スポーツ環境の整備・充実の考え方 ~

1 施設の整備について

施設の整備については、将来にわたり適正に維持管理ができる規模及び機能の充実 を図ることを目的に実施していきます。

- (1) 既存の施設の整備・充実について
- ○既存の施設の改修については、施設の長寿命化を図ることを優先し整備します。
- ○既存の施設において、重複した施設、重複した機能については、他の公共施設 の有効活用も踏まえ集約化を進めます。

(既存施設の整備・充実に関し検討する事項)

- ・施設の利用者数・・施設の機能拡充の必要性・・維持費(ランニングコスト)
- ・施設の将来性・・施設のユニバーサルデザイン化 等
- (2) 新たな施設の整備について

新たな施設を整備するには、その施設の必要性と将来性を検討し整備します。

(新たな施設の整備に関し検討する事項)

- ・施設を整備した場合の効果及び利用者数・施設の必要性
- ・建設費(イニシャルコスト) ・維持費(ランニングコスト) 等
- (3) 施設の廃止について

施設の廃止については、明らかに利用者が少なく、将来的にも有効活用がみい 出せない施設については、施設廃止の検討をします。

(施設の廃止に関し検討する事項)

- ・施設を廃止した場合の影響・・施設を廃止した場合の他の施設の活用
- ・その施設の必要性 ・維持費(ランニングコスト) 等
- 2 学校体育施設の有効活用について

利用者にとって身近な存在である、学校スポーツ施設の有効活用に努めます。

3 民間施設の有効活用について

施設の整備に合わせ、民間施設の有効活用について検討していきます。

第1節 スポーツ施設の環境整備

市民の誰もが、公共スポーツ施設で安心してスポーツを行うためには、スポーツ施設の整備や機能の充実を図ることが求められています。しかし、本市が保有する公共スポーツ施設の状況は、一部の施設で老朽化が目立ってきており、計画的な施設の整備・改修が必要です。

一方、本市の財政状況は人口減少等による市税の減少が見込まれることから、今後より一層厳しくなる見通しであり、スポーツ施設の整備・改修や維持・管理についても大きな課題となっています。そのため、受益者負担の原則に基づく施設の利用料金のあり方を検討していくとともに、施設使用料の公平性を担保していく必要があります。

今後の、本市が保有する多くの公共スポーツ施設の環境整備については、多様化する利用者ニーズに対応するためにも、施設管理の効率化を進めるとともに、身近なスポーツ環境の場である、学校スポーツ施設の利用促進に努めていきます。また、"スポーツ環境の整備・充実の考え方"のもと、既存施設の長寿命化を進めるとともに、施設機能の充実を図っていきます。

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|---------------------------|---|---------|
| 公共スポーツ施 設管理の効率化 の推進 | スポーツ施設が、安全で安心して利用できる維持管理の徹底に努めるとともに、利用者の視点に立った利用しやすいスポーツ施設の運営について進めていきます。また、引き続き指定管理者による、効率的な管理運営体制の充実を図っていきます。 | スポーツ振興課 |
| 公共スポーツ施 設の長寿命化の 推進 | 利用者が安全・安心してスポーツに取り組める環境を整備するため、市が保有する公共スポーツ施設の長寿命化を推進していきます。 | スポーツ振興課 |
| 学校開放事業の 促進 (再掲) | 地域住民の身近なスポーツ活動の場として、市立小中学校体育施設の開放を促進します。また、地域住民が利用しやすいよう、管理運営の向上に努めます。 | スポーツ振興課 |

第2節 スポーツ情報の提供

市民の誰もが生涯にわたり、スポーツを「する」「観る」「支える」といった様々なスポーツ活動に参加していくには、市民が必要とするスポーツに関する情報を提供していく必要があります。

そのため、本市では関係団体と連携し、イベント、ボランティア、指導者やスポーツ施設の利用に関する様々な情報を、市広報紙やホームページ等で提供していきます。 また、スポーツツーリズムを推進するため、スポーツに適した本市の魅力を市内外に向け発信していきます。

| 取組 | 取組の概要 | 主管課 |
|----------------------------|---|---------------------------|
| スポーツ情報収集・提供の充実 | 多様なニーズに対応するため、スポーツ施設、スポーツ教室、スポーツイベントなどの情報やアスリートに有益な情報を収集し、市広報紙やホームページなどで情報を提供します。 | スポーツ振興課 |
| スポーツツーリ ズムに関する情 報の提供 | 本市の恵まれた自然環境などを活用したスポーツツーリズムを推進するため、スポーツに適した本市の魅力を広く市内外に発信します。 | スポーツ振興課 観光交流課 観光振興課 |

第5章 計画を推進していくために

第1節 計画の実現に向けた市民や関係団体との協働・連携

本計画で定めている目標は、行政だけでは到底達成することはできません。今後、市民の誰もが生涯にわたり、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを楽しむには、家庭や地域、学校、スポーツ関係団体、行政がそれぞれの役割や責任を踏まえ、相互に連携・協働して計画の実現を目指す必要があります。

第2節 スポーツを支える関係団体の役割

本市には、日光市体育協会、日光市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、日光市スポーツ推進委員協議会など、様々なスポーツ団体が活動を行い、それぞれの役割を適切に果たしながら、市民のスポーツ活動の推進に努めています。

(1) 日光市体育協会の役割

日光市体育協会は、平成 18 年の新「日光市」誕生を機に、同年 7 月にアマチュアスポーツの統一組織として発足しました。現在は 9 支部と 25 専門部、スポーツ少年団、スポーツ指導者協議会によって構成されています。

本協会は「スポーツの振興・普及」及び「市民の体力向上」を目的に、子どもから高齢者まで誰もがスポーツを楽しみ、生き生きした生活を送れるよう、スポーツ大会やイベントの実施に取り組んでいます。今後も、地域に根差した組織として、市民スポーツの充実を図るとともに、市民のスポーツ活動の推進に向け、大きな役割を担っていきます。

| ▼ ∨ 日九川所日∭五 久川 見 (▽久川/ ▽▼ | $\diamond \diamond$ | 日光市体育協会 | 支部一覧 | (9 支部) | $\Diamond \blacklozenge$ |
|----------------------------------|---------------------|---------|------|--------|--------------------------|
|----------------------------------|---------------------|---------|------|--------|--------------------------|

| 支部名 | 連絡先 | |
|-------|-------|---------|
| 今市支部 | 今市公民館 | 22-6211 |
| 落合支部 | 落合公民館 | 27-1111 |
| 豊岡支部 | 豊岡公民館 | 21-8216 |
| 大沢支部 | 大沢公民館 | 26-1975 |
| 塩野室支部 | 小林公民館 | 26-8117 |
| 日光支部 | 日光公民館 | 53-3700 |
| 藤原支部 | 藤原公民館 | 76-1200 |
| 足尾支部 | 足尾公民館 | 93-3322 |
| 栗山支部 | 栗山公民館 | 97-1139 |

◆◇ 日光市体育協会 専門部一覧(25専門部) ◇◆

| 陸上競技 | 野球 | 卓球 | ソフトテニス |
|----------|----------|---------|--------|
| サッカー | バスケットボール | バレーボール | 弓道 |
| 剣道 | 柔道 | スキー | 山岳 |
| ホッケー | バドミントン | アイスホッケー | テニス |
| 射撃 | 空手 | ゴルフ | ソフトボール |
| ボウリング | スケート | 馬術 | カーリング |
| グラウンドゴルフ | | | |

(2) 日光市スポーツ少年団の役割

日光市スポーツ少年団は日光市体育協会の中に位置づけられ、子どもたちの自由時間を活用し、スポーツ活動を行っている団体です。現在、市内には約 80 の団があり、2,000 人の団員と 600 人の指導者が活動しています。スポーツの技術を身に付けるだけでなく、スポーツを通じて様々な規則を学び、協調性や相手を思いやる心を育む活動をしています。

(3) 日光市スポーツ推進委員協議会の役割

日光市スポーツ推進委員協議会は、本市のスポーツの推進を図るため、各地域において、スポーツの実技指導や、スポーツ推進のための事業の実施に係るコーディネーターとしての活動を行っています。今後も、各委員の資質・指導力の向上を図りながら、地域住民の生涯スポーツの進展に寄与することを目的として活動していきます。

(4) 総合型地域スポーツクラブの役割

総合型地域スポーツクラブは、「多種目」、「多世代」、「多様な技術や技能」に合わせて継続的にスポーツを楽しむことができ、また、クラブ会員一人ひとりがスポーツの受け手となると同時につくり手となる形態のスポーツクラブです。スポーツだけではなく、文化活動も取り入れ、身近な地域でスポーツや文化活動を楽しみながら健康に暮らすとともに、地域コミュニティの活性化の核となることが期待されています。

| クラブ名 | クラブの概要 | 主な種目 |
|--------|------------------------|----------------|
| スポーツク | 総合型地域スポーツクラブ「YOU GO!」 | ユニカール、スポーツ吹矢、ラ |
| ラブ YOU | は、男女を問わず 10 代から 60 代以上 | ンニング、グラウンドゴルフ、 |
| GO ! | まで、多世代にわたり様々なスポーツ | バドミントン、卓球、太極拳、 |
| | 活動を行い、市民のスポーツ活動を支 | バレーボール、ショートテニ |
| | えています。また、スポーツ振興くじ | ス、ハイキング、ヨガ、総合運 |
| | の助成を受けスポーツ用具を購入し、 | 動 |
| | 新規事業を考案し会員増に努めていま | |
| | す。 | |

| クラブ名 | クラブの概要 | 主な種目 |
|-------|--------------------|--------------------|
| みんなで楽 | 総合型地域スポーツクラブ「みんなで | ボールエクササイズ、卓球教 |
| しむスポー | 楽しむスポーツクラブ」は、誰もが、 | 室、バレー教室、日光 PH0ENIX |
| ツクラブ | 気軽に、スポーツ・レクリエーション | バスケット、フラダンス教室、 |
| | に親しむことで、生涯スポーツ社会の | キンダー教室、ヨガ教室、ジュ |
| | 実現と、スポーツを通じて多世代のコ | ニアチャレンジスポーツ教室、 |
| | ミュニケーションの場をつくり、新た | カーリング教室 |
| | な地域社会の実現を目的として活動し | |
| | ています。 | |
| スポーツク | 総合型地域スポーツクラブ「スポーツ | 健康体操、ユニカール、ショー |
| ラブおおさ | くらぶ大沢」は、豊かなスポーツライ | トテニス、ラージボール卓球、 |
| わ | フの実現と地域住民との交流を理念と | グラウンドゴルフ、ゴルフ |
| | し、会員の情報交換やスポーツの普及、 | |
| | コミュニティの活性化や住民の健康増 | |
| | 進を目的に活動しています。 | |

(5) 日光市レクリエーション協会の役割

日光市レクリエーション協会は市内のレクリエーション団体相互の連絡を図るとともに、市民の心身の健全な発達と、明るく豊かな市民生活に資することを目的に、合併前の今市市で平成 10 年に発足しました。現在、市民の余暇の充実と健康増進を図るため、レクリエーションとスポーツを通した、市民参加型のイベントを展開しています。また、現在3つの団体が加盟しており、それぞれの団体がレクリエーションの普及に努めています。

◆◇ 日光市レクリエーション協会 加盟団体一覧(3団体) ◇◆

(6) 公民館事業の役割

本市で保有する 17 の公民館では、それぞれの地域ニーズに応じた、様々なスポーツ事業を実施しており、市民の生活がより豊かになるような活動を展開しています。また、体操やダンスなど軽スポーツ・ニュースポーツの利用のためにに施設を貸し出し、今後とも地域住民の身近なスポーツ活動の場として充実していきます。

◆◇ 公民館で開催している事業例 ◇◆

| 散策ウォーキング | 整体ウォーキング | 登山入門 |
|---------------|-------------|----------|
| ふれあいハイキング | 自然観察トレッキング | 自然散策 |
| かんたんエクササイズ | ラテン骨盤エクササイズ | 健康体操 |
| 矗身体操 | 健康リラックスヨガ | 太極拳 |
| 健康ランニング | 駅伝競走トレーニング | ピラティス |
| クロスカントリースキー体験 | 幼児わくわく運動 | バランスボール |
| ニュースポーツ体験 | ラージボール卓球 | グラウンドゴルフ |

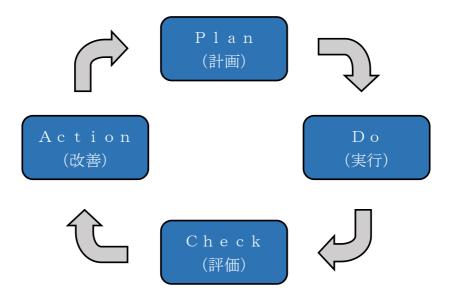
第3節 計画の進行管理

本計画に掲げる施策の検討・実施状況については、「日光市スポーツ振興審議会 (※)」に報告し、適切な振興管理を図ります。

※日光市スポーツ振興審議会:スポーツ振興法に基づき設置された、市のスポーツ振興施策の諮問機関

また、PDCAサイクル(※)を導入し、市民に対し定期的に達成状況を公表し、計画の進捗状況の周知を図るとともに、振興管理の透明性の向上に努めます。

※Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)



第4節 財源の確保

本計画の推進にあたっては、厳しい財政状況を考慮しつつ、国の補助金制度やスポーツ振興くじの助成制度を活用するなど、多様な財源の確保に努めます。

日光市 スポーツ振興課

平成28年3月

発行/日光市 教育委員会事務局 スポーツ振興課 〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地 TEL (0288) 21-5183 FAX (0288) 21-5185